

令和4年第2回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和4年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和4年3月8日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和4年3月8日	15時46分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	3番	松崎近	5番	待永るい子	6番	竹下泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久	副町長	每原哲也
	教育長	松尾雅晴	農林水産課長	川島安人	総務課長	田中照海
	財政課長	西村正史	税務課長	安西勉	企画商工課長	西村芳幸
	町民福祉課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜	健康増進課長	野田初美
			会計管理者	山崎浩二		
			学校教育課長	中川博文		
			社会教育課長	萩原昭彦		
			太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年3月8日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和4年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>1. ふるさと納税について</p> <p>ふるさと納税制度が始まって7年程が経過し、令和3年度は全国33道県で黒字を計上したと聞いております。太良町としても、今後を見据え、創意・工夫を更に深めていく必要があると思われる、このふるさと納税について問う。</p> <p>(1) 初年度からの寄付金の推移について。</p> <p>(2) ふるさと納税返礼品のベスト5について。</p> <p>(3) 今後の展望について。</p>	町 長
		<p>2. 雨天でも遊べる屋根付きの公園について</p> <p>佐賀県としては、“子育てしたい県”のスローガンを掲げ、町としても出産祝金・入学祝金・卒業祝金を始め、様々な子育て施策がありますが、休日に子供たちを連れて遊べる公園が充分とは言えません。太良町としては新しく公園を作る計画はないとの答弁を何度ももらっているが、子育て中の保護者からは公園が欲しいとの声があがっている。この公園について問う。</p> <p>(1) 子供たちの公園での遊びについて、どのように考えているのか。</p> <p>(2) 雨天でも遊べる屋根付きの公園について、どのように考えているのか。</p> <p>(3) 子育て中の保護者の声をどのように考えているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>3. 消防団の処遇改善について</p> <p>最近になって国も消防団のなり手不足を憂慮し、財政支援の拡充を検討しているようだが、町としても、なり手不足、あるいは個々で仕事を持ちながらボランティアとして町を守っている消防団に対し、処遇改善は喫緊の課題だと考える。この消防団の処遇改善について問う。</p> <p>(1) 太良町消防団に在籍している人数と実働できる人数はそれぞれどれ位か。</p> <p>(2) 現在、消防団員と支援団員は何歳まで活動できるのか。</p> <p>(3) 今後、消防団の処遇改善について、どのように考えているのか。</p>	町 長
2	6番 竹下 泰信	<p>1. 森林環境税及び森林環境譲与税について</p> <p>2019年3月（H31）に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより森林環境税（R6年度から課税）及び森林環境譲与税（R元年度から譲与）が創設された。</p> <p>このことにより、森林に関する問題は国単位ではなく、市町村が主体となり管理する「新たな森林管理システム」を構築するとされています。</p> <p>このようなことから、この税の仕組み、本町の取組状況などについて、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨（目的）は何か。</p> <p>(2) 森林環境譲与税の譲与額、譲与基準及び用途はどうなっているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	6番 竹下 泰信	<p>(3) 森林環境税は、2024年度（R6年度）から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっている。具体的にはどのように徴収するのか。</p> <p>2. 九州新幹線西九州ルートの開業に伴う本町の対応について</p> <p>九州新幹線西九州ルート of 武雄温泉駅～長崎間の開業については、9月23日に行われることが発表された。</p> <p>これに伴い、JR長崎本線肥前山口～諫早間は上下分離方式に移行する許可（第三種鉄道事業許可）を令和4年1月31日付けで国土交通大臣から受けている。</p> <p>このようなことから、JR利用者の利便性の確保のため、開業に伴う本町の取組状況や今後の取組などについて、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 高校生等JR利用者の利便性確保のため、本町がこれまで行ってきた対応策はどのようなものか。</p> <p>(2) 九州新幹線西九州ルート開業後の長崎本線肥前山口～諫早間の運行形態はどのようになるのか。</p> <p>(3) 一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターは、どのように運営されるのか。</p>	町 長
3	1番 山口 一生	<p>1. 畜産振興について</p> <p>本町における畜産業は一次産業の中でも大きなシェアを占めており、重要な産業である。これからの畜産行政のあり方について問う。</p> <p>(1) 本町における畜産の県内シェアはどれほどか（鳥、豚、牛）。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
		<p>(2) 畜産業の年間税収はどれほどか。</p> <p>(3) 飼料高騰の経営への影響はどれほどで、行政としての支援はあるか。</p> <p>(4) 堆肥の処理にまつわるコストは鳥、豚、牛でどれほどか。</p> <p>(5) 堆肥の年間発生量はどれほどか。</p> <p>(6) 堆肥の町内外利用を促進する方策はないか。他市町での事例は。</p> <p>(7) 農業で使用する化成肥料が高騰しているが、堆肥を活用した有機農業推進は可能か。</p>	町長
3	1番 山 口 一 生	<p>2. 5-11歳へのコロナワクチン接種について</p> <p>5-11歳へのコロナワクチン接種が始まるが、現在の町のワクチンに対する認識を問う。</p> <p>(1) mRNAワクチンの短期、中期、長期のリスクはどのようなものがあるか。</p> <p>(2) 本町での使用を予定しているワクチンはどのようなもので、使用期限はいつまでか。</p> <p>(3) ワクチンの効果は。</p> <p>(4) ワクチンのリスクについての説明はどのように行っているか。</p>	町長
		<p>3. 小中学校でのマスク着用について</p> <p>小中学校でのマスク着用が行われているが、こどもの健全な発達、発育に深刻なリスクが懸念されるため、現状とこれからについて問う。</p> <p>(1) マスク着用はいつまで要請するのか。</p> <p>(2) マスク着用による感染予防効果は何を根拠にしているのか。</p>	教育長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	1番 山口 一生	(3) マスクの長期間着用によるリスクを把握しているか。	教 育 長
4	3番 松 崎 近	1. 農業行政について 本町における農業の将来の在り方を明確化する必要があると思うが、下記について問う。 (1) 本町に認定農業者は何人いるのか。補助金等はどれくらいか。 (2) 本町の次の規模と割合は。 ① 施設型農業 キュウリ、イチゴ等ビニールハウス生産 ② 畜産農業 牛・鳥・豚等の飼育 ③ 土地利用型農業 米・玉葱の生産 ④ 複合型農業 上記を合わせた農業 (3) 他の自治体では人と農地を有効活用する総合的な政策を実施しているようであるが、本町はどのような政策を実施しているのか。または今後実施する予定か。 (4) ハード面に何か問題点はないか。 (5) 行政はどのようなサポートを実施しているか。	町 長
		2. タララボについて (1) タララボとの契約を中途解約する場合の法的な問題点は何があるか。 (2) 本町にとってメリットが何もないのに、なぜ契約を継続するのか。	町 長
		3. 新幹線の開業に伴う影響とその改善策について (1) 開業に伴い、経済的にどのような影響があるか。 (2) その影響を低減するため、どのような政策を行おうとしているか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 松崎 近	4. グッズバンクについて SDGsの取り組みとして現状を更に発展させ、本・おもちゃ・学習用品など無償配布するグッズバンクを正式に創設してはどうか。	町 長
5	8番 江口 孝二	1. 自然災害（大雨）に対する予防保全について 毎年のように大災害が発生し、2年続けて被災した人達は、ふるさとを離れたり、仕事を辞めたりと、人生設計を狂わされた人がたくさんおられます。 太良町も毎年災害に苦しめられています。この災害に対する施策について問う。 (1) 太良町防災マップに記載されている土砂災害などの危険がある場所について、具体的対策はどのように考えているか。 (2) 令和2年に災害を受けた河川、特に多良川の氾濫対策はどのように考えているか。	町 長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永さん、質問を許可します。

○5番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、ふるさと納税について、雨天でも遊べる屋根付きの公園について、消防団の処遇改善についての3点について質問をしたいと思います。

それでは、まず1点目のふるさと納税についてですが、ふるさと納税制度が始まって7年が経過し、令和3年度は全国33道県で黒字を計上したと聞いております。太良町も今後を見据え、創意工夫をさらに深めていく必要があると思われまます。このふるさと納税について、1点目、初年度からの寄附金の推移について、2点目、ふるさと納税返礼品ベスト5について、3点目、今後の展望について、以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、ふるさと納税についてお答えします。

1番目の初年度からの寄附金の推移についてであります。平成27年度が2万955件で約2億2,300万円、平成28年度が6万6,918件で約7億4,100万円、平成29年度が7万6,158件で約8億2,700万円、平成30年度が7万9,557件で約9億300万円、平成31年度、令和元年度になります。8万5,704件で約11億600万円、令和2年度が9万8,805件で約11億7,800万円となっており、本年度は9万2,700件の約10億5,000万円を見込んでおります。

2番目の返礼品のベスト5についてであります。令和2年度の実績で申し上げますと、1位が温州ミカン、2位がハム・ソーセージ、3位が温州ミカン、これは小玉であります。4位が野菜詰め合わせ、5位が完熟早生ミカンとなっております。

3番目の今後の展望についてであります。なかなか終息の見通しが立たない新型コロナウイルスの影響や将来的に不安定要素の高いふるさと納税制度の下ではあります。本町としては、寄附者への丁寧な対応に心がけ、継続して太良町を応援していただくよう、充実した返礼品の提供やPRにより本町の魅力をこれまで以上に伝えながら、さらなる寄附者の確保を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

初年度から順調に右肩上がりに増えていた寄附金が、令和3年度は減少する見通しだと聞きましたが、その理由と対策についてはどのように考えておられますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内のとおり、本年度、令和3年度については、前年度を下回る見込みというふうなところを思っております。今度の補正で計上しておりますけれども、3年度の見込みを10億5,000万円というふうにいたしております。要因でございますけれども、前年度については農林水産省の補助事業、これは事業所が行う補助でございますけれども、これが約1億2,600万円ほどございました。あわせて令和2年度については、災害寄附、7月災害ですけれども、そ

の寄附が約1,200万円あったわけですが、今回についてはこれらが大きく減少しているというところが要因というふうに考えております。

対策でございますけども、太良町のPRということで特集記事を組んでおります。特に年末は寄附が多くなりますので、その年末に向けての特集記事の掲載ということもやっておりますし、比較的寄附単価が高い肉類、この肉をポータルサイトのトップのほうに持って行って、できるだけ太良町といったところが目につくように今しているところでございます。こういった見せ方の工夫、これが一番大事なかなというふうに思っております。このほかにも、返礼品の新たな開発といったところ、それから新規サイト、こういったところの検討も行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

令和2年度は、国から牛肉に対し補助が2分の1あったので、量が2倍あったと。3年度は、その補助がなくなったので寄附者が減ったという内容の説明を先日伺ったんですけども、年度当初にそのような内容は分かっていたのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この補助事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、事業者の方が行う補助事業でございます。これは、市町を通さずに真っすぐ直接国へ事業者の方が申請、実施されるものでございます。したがって、事業者のほうから市町のほうに連絡がない限りは、こちらのほうでは把握できないといったところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

寄附をしていただく方の懐具合を推しはかるというのには疑問点もございますが、事業として実践している以上、年度ごとの目標設定と具体的な施策計画は必要かと思いますが、その辺は実施されておりますでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

年度ごとの寄附金の目標設定ということでございますけども、これにつきましては毎年度、新年度予算にて計上をしているところであります。これをもって年度の目標といたしております。具体的な計画ということでございますけども、その年度ごとの計画ではなくて、継続した施策といいますか、寄附者の方の確保をどうしたらいいんだろうといったところを常に持ちながら、検討を重ねていっているところでございます。具体的には、定期便、これがかなり2年度で出てまいりましたので、この定期便の充実とか、あと今の生活に応じた電子マネー、これの拡大とか、あとこれまでの継続したところの創意工夫、これらを基に取り組ん

でいっているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

太良町ふるさと納税協力事業者選考委員会の選定委員は、役場内の人たちだけで構成されているようですが、役場の運営しやすいような事業者の選定や偏った選定になる要素もあり得ると考えます。庁内に限定しているのはなぜでしょうか。また、学識経験者を外部から入れる計画はないのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内の委員会でございますけれども、この委員会につきましては、ほかの、例えば計画策定と、こういったところの委員会とは審議の内容が異なりまして、主に今現在ふるさと納税に係る総務省通知、これに合致しているかどうかといったところが主な審議内容でございます。これについて疑義等が生じたときは、県あるいは県を通じて国のほうに、ここで直接確認を取っているといった状況でございます。また、この委員会の設置要綱でございますけれども、この要綱の中に、委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができるというふうな規定がございます。この規定がございますので、必要がある場合につきましてはこれで対応可能かというふうに考えております。したがって、委員さんとしての外部からの学識経験者等については、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

このふるさと納税の返礼品は、寄附金の30%以内、送料や手数料などが20%、全ての経費を50%以内に収めるというのがふるさと納税のルールだと認識をしておりますが、経費を低く抑える努力はどのようなことをされておりますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この経費についてでございますけれども、関係する全ての経費が対象となるというわけではございません。この経費の中でも、返礼品の品物代とか、あと送料、それから決済手数料、ポータルサイトの委託料等が応募に係る経費ということで国のほうで定められているものでございます。この定めた返礼品、これの一つの基準が30%以下ということがございます。それから、先ほど申し上げた関係経費の合計が50%以下というふうに決められているところでございます。当然、その経費の抑制が必要になるわけですが、これにつきましてはその状況を確認しながら、その割合等を抑えるために、特集記事を今年は抑制しようとか、あと寄附単価を上げるためにはどうしたらいいんだろうかといったところを考えながら、このルール以下になるように努力をしているところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

すみません、補足をいたします。

実は、この50%の中には、返礼品の郵送料が入っているわけですよ。そしたら、こういう我々、田舎と申しますか、から都会、東京辺りへ送る場合は、送料だけでもかなりかかると。1,500円ぐらい、皆さんが送って分かれると思います。そういった経費も含まれておるわけですね。ですから、先日県の会議の中で私は要望したんですけれども、県も郵送経費ぐらいは経費とみなさないようにしてくれというふうなことで総務省に伝えてくれというふうなことで、今調査も県のほうはされております。知事が直接担当にも指示されました。例えば、うちが5,000円の返礼をして、ミカンですね。5,000円寄附をいただいて、ミカンを3割で1,500円を送ると。そしたら、1,500円の経費がまた送るのにかかると。そしたら3,000円になるから、既に50%を超えるわけですね。そういった例を挙げて申しております。ですから、経費から郵送経費だけを削除してもらえば、うちも50%以内には入るというふうなことで、今そういう相談も一応いたしております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

今、町長がおっしゃいましたけれども、ポータルサイトや返礼品を送る業者などを1か所に限定をしておりますが、これについてはどのように考えておられますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおりに、経費の抑制というのがまず第一にかかって……。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。どこから出よっとかにゃ。傍聴席の皆さんには、携帯は最低マナーにはしとってください。

午前9時46分 休憩

午前9時46分 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃあ、休憩を閉じ、担当課。

○財政課長（西村正史君）

続けます。このポータルサイトにつきましては、当然それなりの委託料というのが伴ってまいります。先ほど申し上げたとおりに、経費の50%以下というふうな規定がございますので、この範囲の中でどうしたらいいんだろうかと、どのようなポータルサイトを選択したらいいんだろうかと、こういったところも検討をしているところでございますけれども、この経費が過剰とならないような、こういったところをするためには当然委託料、手数料が安価な

ところ、それから寄附単価が高いところ、こういうことが求められますので、そういった業者を今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

使い道の目的を限定した5つの事業がありますが、具体的にどのような事業に使われたのか、各事業一番多いのを1つずつ教えてください。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今現在、使途についての、どういうふうな事業かということでございますけれども、まず産業の振興に関する事業というのがございます。これにつきましては、地域共通商品券給付事業等、全12事業へ充当しております。

それから、医療及び福祉の充実に関する事業とありますけれども、これにつきましては各種健診委託料など、全11事業に充当しております。それから、環境の保全に関する事業、これにつきましては森林環境保全直接支援事業委託料、それから家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これなどの全6事業へ充当しております。

続きまして、教育の推進に関する事業でございますけれども、大浦小学校屋内運動場改修事業等全15事業へ充当しております。

それから、その他の事業として、B&G運動広場周辺整備事業等全14事業へ充当をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、医療に関する事業は、どのような事業にどれぐらいの金額を使われたのでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

医療ということで、病院での経常的な機器等の購入については今のところ充当は行っておりませんが、健康維持、つまり病気を未然に防ぐ観点から、妊婦・乳幼児健康診査、あるいは若者健診、胃がんリスク検診、これらを含む各種検診委託料、このほかにも60歳以上とか中学生以下、これらを対象にしたインフルエンザ予防接種委託料並びに不妊治療費助成金などへの充当を行っているところでございます。

この分野の充当額でございますけれども、本年度につきましては予算ベースで2,570万円、令和2年度の実績で1,270万円、元年につきましては1,060万円を充当しております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ふるさと納税とは、地方創生を理念に掲げる制度ですが、近年になり、1、地方同士の奪い合い、2、人気の返礼品を送る自治体だけに集中して、広く地方に行き渡っていない、3、ふるさと納税の収支が赤字の自治体が広がっているなどの課題が出てきて、専門の学者からは制度自体の見直しが提案されております。コロナが長引き、東京自体も基金の減少が激しいと聞いております。このように、ふるさと納税の制度がいつまで続くかは全く不透明な状態だと考えます。ふるさと納税をする人の第一目的は、所得税の控除です。考え方としては、おまけに名産品の返礼品がついてくるという仕組みになると思います。制度がなくなるということは、所得税控除がなくなるということですから、その後は名産品のみでの戦いになります。現在の生産者の人たちの今後については、どのように考えておられますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内のとおり、ふるさと納税制度、これにつきましてはいつまで続くのか、それからどのようになっているのか、これにつきましてはかなり不透明な、不安定な制度というふうになっております。今現在のこのコロナの影響、それから災害等の発生、国の政策方針、これらによって大きく変わってまいります。この状況の中で、事業者の方においてもふるさと納税に大きく頼るものではなくて、自立した安定というのが求められるというふうに考えております。本町のこのふるさと納税事業でございますけれども、ほかの市町と異なりまして、業者委託にはこだわらず、本町独自でやっております。この独自で直接やっているということで、事業者の方との密な連携、常に情報交換等を行いながら、今度はこんなものをしてみようか、これをしようかといったところを検討しているところでございます。この特産品のPR、これを兼ねて地域の活性化、これらを狙っているところでございます。このふるさと納税制度の関係上、寄附金の獲得というのはもちろんでございますけれども、この太良町の独自でしている事業者との密な連携を図るといったところを表に持ってきまして、地場産品にこだわった事業というのを主に考えながら事業を行っているところでございます。

今後につきましては、事業者の方について、ふるさと納税をきっかけに多くのリピーターがついていらっしゃると、増えていらっしゃるという話も聞いております。このお客様、寄附者の方を大事にして、継続したつながり、これらを持っていてもらって、今後の経営の安定、それから拡張につなげていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

目の前の事業をこなしながらも、生産者の方々の将来へ向けての展望をしっかりと計画していただくことを強く要望して、2番目の公園についての質問に移ります。

佐賀県としては、子育てしたい県のスローガンを掲げ、町としても出産祝い金、入学祝い金、卒業祝い金をはじめ様々な子育て施策がありますが、休日に子供たちを連れて遊べる公

園が十分とは言えません。太良町としては新しく公園をつくる計画はないとの答弁を何度ももらっていますが、子育て中の保護者からは、公園が欲しいとの声が上がっております。

この公園について、1点目、子供たちの公園での遊びについてどのように考えているのか、2点目、雨天でも遊べる屋根付きの公園についてどのように考えているのか、3点目、子育て中の保護者の声をどのように考えているのか、以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、雨天でも遊べる屋根付きの公園についてお答えいたします。

1番目の子供たちの公園での遊びについてどのように考えているのかについてであります。公園での遊びは、児童の心身の発達に有意義な施設であると認識をいたしております。また、居心地のよい環境を整えることで、保護者の心身のリラックスにも寄与するものだと思います。

2番目の雨天でも遊べる屋根付きの公園についてどのように考えているのかについてであります。現段階におきましては、屋根付きの公園整備に関しては特段の考えは有しておりません。

3番目の子育て中の保護者の声をどのように考えているのかについてであります。子育て施策は町の重要な施策として位置づけておりますので、子育て世代の住民の皆様の御意見を大事にしながら、事業に取り組んでいるところであります。ただし、行政需要は多岐にわたり、一つの御意見は賛否が分かれる場合もあります。また、需要の大きさや施策の実現性、優先性、財政的な課題などを総合的に勘案する必要があることを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

第5次太良町総合計画の中に、公園や緑地は、スポーツ、レクリエーションの場、交流、憩いの場、子供の遊び場となる重要な施設と位置づけられております。しかし、子供の遊び場としての公園、緑地等の整備状況は十分と言えず、町内の子育て世代の多くが町外の公園を利用しています。このため、町内に身近な公園、緑地等の充実整備に努めていく必要がありますと記されております。総合計画とは、時間とお金をかけてただつくるだけのものではなく、記された内容を軸としてまちづくりを実施するものだと考えますが、担当課の考えはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、公園の整備につきましては総合計画に明記をしているところでございます。現段階では、他の子育て支援施策のほうを優先させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

総合計画の中で、公園の満足度についての目標値、2018年は24.8%、2023年は40%と上げられておりますが、それに向けての具体的な対策はどのようにされておりますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

2022年現在でございますけれども、今のところ、この目標値に対する対策は進んでいないというのが現状でございます。この目標値ですが、今のところは達成が難しい状況になっておるところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

では、質問の方向を少し変えたいと思います。

太良町総合計画に記してあるまちづくりは、あらゆる政策に対し一斉にスタートを切るのではなく、常に取り残されているものがあるということですか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

総合計画の計画に書かれているものでございますけれども、御案内のとおり、書かれているものは行政全般にわたって網羅的に挙げているものでございます。そういった中で、アンケートや会議等々を踏まえて、政策は記しておりますけれども、その中できちんと予算の裏づけがあって計画が立ててあるものではないというものでございます。その計画に載せているものから予算づけをして、実現していくという性格のものでございますけれども、現段階で公園につきましては、子育て支援施策の中でほかに優先させている施策がありますので、財源の限りの中でなかなか、先送りをさせていただいているというような状況にあります。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

厳しい言い方のように思われますけれども、目標に対しての対策も講じていないなら、当然目標値の達成はできないという答えしか返ってきませんが、公然とそのようなことを言われること自体が不思議です。それでは何のために時間とお金をかけて総合計画を作成されたのですか。国から作成するようと言われて、ただ作成されただけでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

総合計画につきましては、行政を計画的に推し進めていくための指針として策定したものでございます。確かに議員が御指摘のとおり、書かれているものが全然実現されていないのであれば、計画を立てる必要はないんじゃないかというような趣旨の御発言だったと思いま

すけれども、その御指摘は甘んじて受けざるを得ないと思います。それをもってしても、今やるべき子育て支援施策はほかにあるという方針でやっているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、最終確認ですが、太良町総合計画は令和2年から9年までの7年計画です。その7年間の間で目標値まで持っていきたいと思っておられるのか、あくまで優先事項ではないとの考えで、公園に関しては何も手をつけられないのか、再度お尋ねいたします。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階では、優先施策はほかの子育て支援施策のほうに持っていったらという状況でございますけれども、子育て世代の家庭の家計が安定するように、景気が上向いてきたり、またはコロナが終息したりして家計支援の手が少し、行政側としても緩めることができれば、余裕ができるのではないかとも思っています。ただ、現段階ではなかなかそういった未来のことは分かりませんので、状況に応じて、上司と相談しながら対応していくことになると思います。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今回で、公園に関しての質問は4回目になると思います。私の質問や要望に対し、短期的な見通しで公園や遊園地の整備は視野に入れていない。その理由として、中途半端な整備や遊具設置では住民の満足は得られないことと、大規模な公園整備を行うと初期投資額も大きく、遊具などは部品の取替えも難しく、結局使い捨てを覚悟しての投資となる。自動車数の減少の中、ニーズも承知だが、政策選択の優先順位や財政的な観点から、積極的な対応は難しいとの答弁でした。しかし、時間軸は推移しても、親子で遊べる場所を求める人はずっといらっしゃいます。今回も、具体的に提案をさせていただきたいと思います。

まず、場所についてですが、社会教育課にお尋ねいたします。

屋根付きのゲートボール練習場では、現在どれくらいの方が利用しているのか、またどのような地域の方が参加をしておられるのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

昨年度の実績から申し上げますと、多良地区におきまして約15人くらいの方が週6日ペースで利用をされております。また、利用者の方の地域の内訳でございますけれども、油津、畑田、波瀬ノ浦と、あと大浦方面の方も利用をされております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

現在、2か所のグラウンドゴルフ練習場は屋外のグラウンドで練習が行われておりますが、ゲートボールは屋内で行うような決まりや条例があるのでしょうか。その点と、室内練習場がつくられた経緯と総工費についてお伺いします。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

条例の制定状況につきましては、施設の名称を健康広場、ゲートボール場と位置づけまして、施設の設置、管理を行っております。

なお、屋内で行うという決まりはございません。また、総工費につきましては、多良地区は平成7年度に実施を行っております。総工費で2,952万円、大浦地区におきましては平成9年度事業費で3,486万8,000円となっております。また、経緯につきましては、平成2年頃、現在のゲートボール場からしおさい館の保健棟辺りまでゲートボール場が6面ございました。過去の答弁資料によりますと、雨が降るかも分からない、天気が小雨の中でも山間部からも参加者を車に同乗させてゲートボールに参加しておられる多くの方々を見て、昭和57年頃から高齢者の悲願でもあった屋根つきゲートボール場を設置する 때가来たという思いで、2面分の屋根つきゲートボール場を平成7年度に設置している状況でございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、現在利用されている人数なども考慮し、反面を幼児を中心とした公園として利用することは考えられませんか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現行の施設につきましては、練習場としても、また杵藤地区などの試合会場としても利用されている状況でございます。現在まで、ゲートボール場におけるほかの活用法について、他の担当課からも、また幼児向けの公園化、利用という話も現在あっておりません。社会教育課といたしましては、町民のスポーツを通じた健康づくりという観点から、ゲートボール場として先々でも運営をしていこうと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、町民福祉課のほうに質問を戻します。

以前取られた公園に関するアンケートで、1、遊具が欲しい、2、エリアのある公園、3、水辺の環境、4、雨の日の屋内施設、5、日差しを避ける施設の5つのことが挙げられておりました。私が先ほど提案した屋根つきゲートボール場は、5つのうち3つの要件を満たすことができます。社会教育課と再度協議し、この屋根つきゲートボール場の反面に遊具を置いて公園をつくることは可能でしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

先ほど、社会教育課長のほうから、今のところはそれは難しいというような趣旨の答弁があったと思います。町民福祉課のほうといたしましても、なかなか所管の違うところの施設を融通していただくのは、相当いろんな調整が必要になると思いますので、今のところ明確なお答えをするのは難しいというふうに思います。申し訳ございません。

○5番（待永るい子君）

執行部から、よく聞かれます。どれくらいの方が子供の遊び場が欲しいと言っておられるのかと。子育て世帯は減少しておりますので、100人単位で要望されることはありませんが、前回質問のときに要望された方と今回要望された方は、違う方です。議会だよりを通して届いたはがきの中にも、公園整備を願う要望がありました。私たち総務常任委員会が担当課長とともに視察した福岡県のカブトの森公園では、幼児の遊び場として幼児専用の安全で楽しい遊具設置をされました。遊具は380万円、耐用年数20年、1年で19万円、1か月で約1万6,000円の設備投資になります。決して財政を圧迫するような金額ではないと考えますが、担当課は圧迫すると考えておられますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今御提案の規模であれば、財政的な圧迫というのは、それほど大きなものではないというふうに思います。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

付け加えさせていただければ、カブトの森公園のその後の状況を担当課に聞いたところ、大盛況で利用者も増え、大変喜ばれているそうです。できない理由のもう一つ、政策選択の優先順位についても、幼児期の親子の触れ合い、おじいちゃん、おばあちゃんとの触れ合いは、凝縮された、限られた大切な時間です。決して後回しにしていい施策ではありません。遊びを通して子供たちの豊かな感性を磨くための場所づくりを、担当課はどのように考えますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まず、その前に、カブトの森のことなんですけれども、あそこは380万円程度の遊具を設置されたということで好評だというお話ではございましたけれども、申し上げさせていただければ、あそこはもともと広大な公園敷地の中の一面に380万円の遊具を置かれていて、それがとても人気があるということですので、一定の規模の中に1つ遊具が増えたということで利用者が増えたというような私は印象を受けました。ですので、380万円の遊具を1つ置

いたからといって、太良町の子育て世帯の方々がそれで満足していただけるものというのは難しいのではないかというふうに思っております。

それと、御質問のことでございますけれども、どんなふうにおじいちゃんとかおばあちゃんとの触れ合いの場とかも考えて公園はどうだというようなお話でございまして、先ほどからの答弁の繰り返しで申し訳ないですけれども、財源に限りがありますので、政策にはどうしても優先順位をつけざるを得ないという状況でございます。そういった中で、今太良町は令和3年度の当初予算ベースで、太良町が独自で施策判断としてやっている子育て支援施策は、既に1億円を超えております。そういった中で、また新たな歳出をとというのは、なかなか厳しい状況にあるというふうに判断をいたしております。公園整備につきましては、先ほど待永議員さんが御指摘のように、380万円の遊具ということでございまして、担当課といたしましては、それを1つ置いたからといって、恐らく保護者の方々は御満足をいただけないのではないかと、ある程度の規模、ある程度の設備をきちんと整えないと、満足度は上がらないのではないかと考えております。そういったことから、大きな投資が必要になるというように考えているところでございます。そういった中で、先ほどの話に戻りますけれども、そうなる財源の問題がかかってくるという判断で、今なかなか先に進めずにいるというのが現状でございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

財源の話とか優先順位の話とか、いろいろあって、担当課長からもる説明をしておりますけれども、私はまず、直接子供たちの子育てに対する支援をやりたいというふうなことで、いろいろな祝い金から補助、そして無料化などに取り組んでいるわけですね。それが、今話がありますように、1億円以上毎年組んでおります。そんな中であって、そのようなニーズがあると、そういう施設が欲しいと言っておられる方がいるということも認識をいたしております。しかし、先ほど財政上であまり負担はかからないような話ですけれども、建物をつくってのそういう遊び場となれば、かなりの経費がかかると思います。先ほど、社会教育課長が答弁しましたように、ゲートボール場だって、大浦のほうで3,500万円近くの金がかかっているわけですね。そういった中にまた遊具を置いて、そしてまた、そこで今度はその遊具だけでは子供たちはすぐ飽きてしまう場合もあると。じゃあ、新しく替えていこうとか。そして、事故がないようにいつも点検をしにやいかんとか、そういったことをもろもろ考えれば、私はまだそれよりも、そういった経済的支援といったところのほうが優先してやったほうがいいんじゃないかと。私も何人かお話をお聞きしました。そういったことで、私はまず経済的支援のほうを優先していきたいと、このように思っております。したがって、今まで議員が町民から要望があって言われているのは十分認識はしておりますので、まだ今の段階ではそこまでは行ってないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○5番（待永るい子君）

最後に町長にお聞きしようと思っておりましたが、私は今朝も子育て世代のお母さんから、公園の要望をしっかりとお願いしますというてから背中を押されて出てきました。先ほどから聞いておられますと、子育て関連で1億円を超える予算を使っているから、それ以上のことを考えていないというふうに、そういうふうにも聞こえます。確かに出産祝い金、入学祝い金、卒業祝い金等を筆頭に経済的援助を実施されているのは、十分私たちも承知しております。しかし、車の両輪と同様に、経済的補助と、目には見えないけれども心身の成長のための施策は、両方必要かと私たちは考えております。時間軸は流れていくので、子供の遊び場を要望する人はどんどん変わっていきます。しかし、時間軸が流れても、必要な人がいなくなるわけではありません。少数意見だからといって、取り上げないわけにもいかないんじゃないかとずっと考えております。今回、要望された若い御夫婦にも話を聞いてきました。子育てのまちとして住宅をつくったりして移住・定住に力を入れてあるけど、行きたいような公園がないというのはおかしいですよ、いい公園があったら近隣の人も来られると思いますよ、ぜひ公園をつくってほしいですと言っておられました。時は急ぎ足で過ぎていきます。時を見誤れば、大きな悔いを残します。子供たちの健やかな成長のために、ぜひ公園設備を考えていただくことを強く要望して、最後の質問に移りたいと思います。

最近になって、国も消防団の成り手不足を憂慮し、財政支援の拡充を検討しているようですが、町としても成り手不足、あるいは個々で仕事を持ちながら、ボランティアとして町を守っている消防団に対し、処遇改善は喫緊の課題だと考えます。この消防団の処遇改善について、1点目、太良町消防団に在籍している人数と実働できる人数はそれぞれどれぐらいか、2点目、現在消防団員と支援団員は何歳まで活動できるのか、3点目、今後消防団の処遇改善についてどのように考えているのか、以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、消防団の処遇改善についてお答えします。

1番目の在籍している人数と実働できる人数についてであります。団員の定員は500名であり、うち令和3年度は支援団員として11名在籍しております。また、支援団員は訓練等の行事には参加しないが、災害防御活動や消火指導などの活動は参加すると規定しております。定員500名は全て在籍であり、実働者であります。

2番目の消防団員と支援団員は何歳まで活動できるのかについてであります。消防団員は年齢18歳以上の者と規定しており、上限は設定しておりません。支援団員は、65歳以下の者と規定しております。

3番目の処遇改善についてどのように考えているのかについてであります。消防団員が減少していることや、災害が多発化、激甚化する中であって、社会の消防団に対する期待や団

員への負担が増加していることを踏まえ、団員の労苦に報いるために、適切な処遇の在り方や時代に合った団員確保等を検討する必要があるという考えの下、国においては適切な処遇の在り方に関する検討が行われております。本町においても、消防団幹部との協議を行いながら、処遇の改善に向けて鋭意検討を行っております。報酬額については、前回の田川議員の質問に対し、国の財政支援を踏まえて検討すると回答しておりますが、出動報酬については既に改定をしており、年額報酬については令和4年度から地方財政措置について見直しが行われるため、消防費の措置状況を確認した上で予算措置を検討してまいりたいと考えております。また、報酬等の団員個人への直接支給の取組については、消防団内では、当面の間は各部への支払いを継続することで意見がまとまっており、直接支給の実施については、今後も引き続き団と協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

消防に関する責任は市町に帰属することから、報酬等以外の装備品の充実や災害現場で役立つ訓練等について、引き続き団からの要望に応じてまいります。家庭やプライベートを優先するなど、若年層の価値観が多様化していることや、共働き世帯が増加していることなど、社会環境が変化していく中でも消防団の存在意義は不変であり、地域防災力の要として消防団は継承されていくべきであることを社会全体で理解されるよう、引き続き啓発も行ってまいります。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、時間の関係上、1番は省きたいと思えます。2番から質問をしたいと思います。

佐賀県では、令和4年度消防団支援交付金として9,300万円が計上されましたが、令和3年度、県からの支援金はどれぐらいだったのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御案内の消防団活動支援交付金事業というものは、令和4年度のみで、県の単独事業として予定されております。したがって、令和3年度はございません。

以上であります。

○5番（待永るい子君）

国からの交付金としては、具体的に金額が決まっているのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

町長答弁でも申し上げましたが、令和4年度の地方財政措置に係る消防費の措置状況を確認する必要があると思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

太良町消防団条例は昭和30年に制定されておりますが、その後、改定はあっているのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

費用弁償とか報酬額の改定は、そのときの必要に応じてあっておりますけど、定員等々の改正等はあっておりません。

以上です。

○5番（待永るい子君）

町からの消防団支援に関する金額については、どのような認識を持っておられますか。また、今後改定していく考えはありますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

国において標準額が示されております団員階級のものの3万6,500円という金額でございますが、太良町の報酬と比較しましても、金額の差があるのは認識しております。また、鹿島市、白石町など、近隣市町の状況も考慮いたしまして、それぞれ定員の違い等がありますので一律には比較できませんけど、執行部としては改善されるべきであると考えております。ですが、町長答弁等でも申しましたとおり、国の財政措置を確認し、予算措置を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

昨年は、豪雨災害における協力ということで、出動をしてもらいました。今年度は火事の多い年で、1日に2回発生ということもありました。そんな状況の中でも、町を守る、人々の暮らしを守るという気高い誇りと使命感を持って活動していただく消防団お一人お一人に、心から感謝をいたしております。また、24時間いつ火事が起きるか、災害が起きるか、誰も想像が付きません。夜中に出動する可能性も大いにあります。毎回ということではなくても、苛酷で危険な仕事でもあります。火事の際の出動手当は、2時間を目安と考えて、1時間の単価は佐賀県の最低賃金以下です。ここは、手当を増やす必要があると考えますが、担当課の考えはいかがですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほどの国の検討会の、消防団の処遇改善に関する検討会というものがございまして、その中で、ある程度標準的な金額を示してございます。例えば、災害の訓練、警戒等は1日当たり3,000円、これが活動時間3時間、4時間を目安にしているということで、議員御案内の最低賃金という金額とは開きがありまして、逆算いたしますと時間1,000円ということで

算定されると思います。太良町の場合で申し上げますと、火災警戒が1,600円と、訓練が1,500円と、大規模災害については4,800円ということで金額を規定してございますけど、先ほどの出動時間に応じた単価で計算しますと、今のところは遜色ない金額かなと担当は思っているところでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

先日、消防団長とも話し合いましたが、今のところ団員さんの意見で、個人に支払うということではなくて、部のほうでお金を入金して、そのままの状況で活動するということでした。しかし、コロナの影響で、集まってお疲れさま会をすることもはばかれる時代ですし、団員が気持ちよく活動できる陰には、家族の協力もあると思います。そのあたりの事情も踏まえ、今後は出動した個人への報酬も必要かと考えます。決して幾ばくかのお金で動いているわけではありませんが、命をかけて太良町を守ってくれる消防団に対し、自治体としてはお金でしか対応できないものもあるのではないかと思います。担当課としてはどう思われますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

消防団では、先ほど議員御案内のとおり、各部へ支払うということで決まっておりますということでございますが、直接個人への支給については、消防団幹部と協議して、引き続き検討を行ってまいります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

消防団の存在があって、私たちの日々の生活が安心できるとの認識をさらに高めるとともに、大いなる処遇改善に取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、竹下議員の質問を許可します。

○6番（竹下泰信君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

今回は、2点について質問いたします。

1点目が森林環境税及び森林環境譲与税について、2点目が九州新幹線西九州ルートの開業に伴う本町の対応について、以上2点について質問をいたします。

まず最初に、森林環境税及び森林環境譲与税について質問をいたします。

2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これにより森林環境税が令和6年度から課税、及び森林環境譲与税が令和元年度から譲与されています。この2つの税が創設されたところでございます。このことによりまして、森林に関する問題は国単位ではなく、市町村が主体となり管理する新たな森林管理システムを構築するとされています。このようなことから、この税の仕組み、本町の取組状況などについて、次のとおり質問をいたします。

1点目が、森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨（目的）は何か。次に、森林環境譲与税の譲与額、譲与基準及び使途、使い方はどうなっているのか。3点目といたしまして、森林環境税は2024年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっています。具体的にどのような方法で徴収するのか。

以上、質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の1点目、森林環境税及び森林環境譲与税についてお答えします。

1番目の森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨（目的）は何かについてであります。森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは国土や人命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、森林整備の担い手不足などが大きな課題となっております。このような状況の中、平成30年5月に成立した、市町村が所有者に代わって森林管理を行うことを可能にする森林経営管理法と連携し、森林整備等に必要な地方財源を各自治体に安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、森林を支える仕組みとして創設されたものであります。

2番目の森林環境譲与税の譲与額、譲与基準及び使途はどうなっているかについてであります。まず譲与額については、本町へは令和元年度に412万2,000円、令和2年度に876万円、令和3年度は806万7,000円、令和4年度は1,090万円の交付見込みとなっております。

次に、譲与基準につきましては、自治体における私有林の人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分し譲与されております。

次の使途につきましては、法令により定められており、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に要する費用などに充てることとなっております。本町での使途につきましては、令和元年度は基金積立てに、令和2年度は太良町森林経営管理意向調査準備業務委託と、事

務対応の会計年度任用職員の1人雇用、森林整備用の測量備品購入、森林クラウドシステムの導入に充てており、令和3年度は森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査の事務対応の会計年度任用職員の雇用と森林クラウドシステム利用料に充てております。また、次年度以降は、町が自ら行う森林整備や、担い手確保対策などに活用を予定しております。

3番目の森林環境譲与税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっている。具体的にはどのように徴収するのかについてはありますが、森林環境税については、個人住民税の均等割が賦課される一定所得以上の方に、個人住民税均等割と併せて1,000円を賦課徴収することになっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、具体的に伺いたいと思います。

2018年5月に成立した森林管理法の内容を見ますと、林業経営の意欲が低い小規模森林所有者の経営を能力のある林業経営者に集約するけれども、経済的に成り立たない場合については、市町村自らが経営管理を行う仕組みを構築するということになっております。本町の場合、これに該当する経営者はどれくらいあるのか、またこの方たちが所有する森林面積はどれくらいあるのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

対象森林の所有者数は、241名の77ヘクタールとなっております。また、今年行いました意向調査結果により、管理の移管を検討していいのかなという方が66名の16.8ヘクタールになります。また、あと能力ある林業経営者数は、現在のところ枝打ちから間伐等ができる事業者として、太良町森林組合のみだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

市町村につきましては、経営の管理権を森林所有者から取得できるように措置するということになっております。具体的な対応はどのようにしていくのか、さっき言われた面積、あるいは森林の経営者に対して具体的な対応はどうしていくのか、伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これまで行ってきた具体的な対応につきましては、令和2年度に森林経営管理に向けて所有者への意向調査の準備として、町内の民有林のうちの森林経営管理の対象森林の抽出と、その対象森林についての森林経営の可能性の分類等の業務を委託業務として行ってござい

す。そして、令和3年度につきましては、その結果に基づいて対象所有者に対して郵送による意向調査を行っております。

それから、どうしていくのかということでございますけど、今後、令和4年度は所有者の森林管理移管の意向に基づいて町が直接森林管理を行えるような、そういう森林協定を所有者を結ぶための事務とか測量調査を行う計画でございます。また、5年度以降につきましては、その管理協定が済んだものについて、必要に応じて森林管理を行う予定でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

所有者として経営管理権を放棄して、メリットがあるのかどうか。メリットがあったら、どういうメリットがあるのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

メリットと言いますと、所有者にとっては、所有者の責務として最低限度の土地の管理をしなければいけないところを、町が森林の管理を行うということで、実際のところ森林経営がなかなか、材木の価格が低下した中で経済的に森林に対する土地の管理とか投資ができない状態になってございますので、それについて町が森林環境譲与税を用いて行うというふうなところがメリットなのかなというふうには思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

それでは、これに伴う経費につきましては、森林環境譲与税を充てるということによろしいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

そのとおりでございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、森林環境税と森林環境譲与税の仕組みですね。時間がずれています、この取組についての時間がですね。この譲与税の仕組みについてどうなっているか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

質問の趣旨は、環境譲与税をもらうのが元年度からであって、環境税として取るのが6年度からということですね。

それにつきましては、国の制度としてそういうふうな決まりで行っておられるということでございます。その間の運用は国の交付税及び譲与税配付金特別会計とか地方公共団体金融機構の公庫債の金利変動準備金により、その分を運用されているということで、前倒しの

分ですね。それについては運用されているということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この譲与税につきましては、直接国から交付されるのか、それとも県を通じて、県がそれぞれ市町に配分するのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

県から来るようでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

県から来るということですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

正確に言えば、県を通じて町に交付されるということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

譲与の基準については、先ほど説明がありましたように、自治体における私有林の人工林の面積、林業就業者数、それと人口によって案分されるということですが、この案分率についてはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

案分率というのは、その譲与税を交付する年度年度において、森林面積に応じて50%、林業従事者数で20%、人口で30%の割合でその年その年の全体の金額を割り振って、全国の自治体にそのまま案分して交付されるというふうな仕組みでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

3つの指標が示されておりまして、私有林の人工林率ですたいね。それと林業の就業者数、それと人口ということになっていきますけれども、この指標が採用された理由について、分かったらお願いしたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これはあくまで国の制度でございますので、いろいろな情報を収集したところで申し上げますと、国の制度設計の議論の中で、森林面積とか林業労働者数は林業の自治体における森林管理費、自治体規模によってずっと違うと思うんですけど、その割合が結構高いと。あと、人口については林業の出口戦略といたしまして、木材利用というのを図らなければいけない

というふうなこともございます。その中で、人口に応じて木材を使っていただくと、そういうふうな意向でそういうふうな決められたのだというふうな考えてございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

譲与額の補正の方法といたしまして、林野率が85%以上については1.5倍に割増しをします。75%から85%未満については、1.3倍に割増しをすることになっています。この理由について伺いたいというふうに思いますし、本町の林野率については何%になっているのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これも国の事業でございますけど、聞いた話というか、情報収集したところを申し上げますと、林野率が例えば85%の自治体と言えば、山だらけのところでは林業が主になるような市町であると。その自治体における林業関係に要する予算自体も大きいものになるのかなど想定されるので、若干割増率として1.5倍ですかね。そのようになっているように思います。反対に、林野率が低い横浜市とか、一番もらっているところなんですけど、林野がないと。そういうところはそういう林野に関する支出がほぼないので、予算が少ないような、割増しがないというふうな計算になると思います。太良町においては、2020年のセンサスデータいきますと55.4%の林野率となりまして、補正率は1.0ですね、そのまま補正なしでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

本町の譲与額につきましては、先ほど町長より説明がありましたけれども、令和元年度で412万2,000円、それと令和2年度が876万円、令和3年度が806万7,000円、それで令和4年度の見込額が1,090万円ということになっています。この金額を見ますと、令和2年度には463万円ほど増加しておりまして、令和3年度の交付額は69万円ほど減少になっています。令和4年度の見込みについては283万円ほどの増加ということで、年によって凸凹、増減になっています。増減の額も大きいものになっていますけれども、この増減の理由は、何でこういうふうに変動したのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

変動の理由は、基本的には国の制度設計の段階で譲与額の全体額について、一番初年度の令和元年度以降については、2年前に段階的に譲与額を増やしていくというふうな制度設計になってございまして、ですから令和2年、3年が大体同じ金額、4年、5年が大体同じ金額になって、それから最終に制度が完成する令和6年度以降は安定的に推移するような制度

設計になってございます。

まず、中で質問があったように、令和3年度について金額が減ったというところがございます。これにつきましては、令和2年度に農林業センサスが行われました。その成果というか結果を受けて、補正されたものだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

指標の変動によって、金額が変わってきたということによろしいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

指標の変化の、センサスデータの、公的なデータが全国的にがさっと変わったというふうなことでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、令和4年度の交付見込みが1,090万円ほどになっています。これについては、5年度以降についてはこの譲与額がほぼ固定されていくということで見えていいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

先ほど答えましたように、2年ずつで段階的に増えていくということで、来年度の令和4年度と令和5年度が大体1,090万円程度で交付される見込みでございます。それから、先ほど言いましたように、事業が完成する令和6年度については、今のところ1,400万円程度が交付されるような見込みとなっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

令和3年度の譲与額については806万7,000円ということですが、これは県内ではどれぐらいの位置になっているのか、把握されていたら教えてもらいたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

計算しなければいけないので、後で数字を言わせていただきます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

それでは、譲与額の使途について伺いますけれども、使途につきましては本年1月にマスコミの報道でも取り上げられまして、令和元年と令和2年度に配分された県内の市町村分の譲与額については約3億5,000万円で、81%の2億8,200万円ほどが使われていないとされています。本町の使途については、町長答弁でもありましたように、令和元年度に412万2,000円、全額基金への繰入れとなっています。森林運営が厳しい状況の中で、有効に活用

すべきではなかったのかどうか、基金に繰り入れた理由を伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この譲与税につきましては、町長答弁の例にありますように、用途ががちと決められてございまして、その中で全体的な方針を考えて、必要最小限度の額を出さんまんというふうなことでございまして、初年度の対応ができなかったというふうなことでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

用途については用途が決まっているから、それに該当するのがなかったから基金に入れたということですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

用途は幾らでもあるんですけど、その中で実際真に必要な緊急性の高い、プライオリティーが高いやつをせんまんということで、初年度ですぐ400万円程度もろうて何か使うというふうな状況にはなかったということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、令和2年度の譲与額については876万円ということになっています。この令和2年度の用途について伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

譲与額が876万円のうち、歳出は森林経営の管理移行準備業務として360万円、内訳は本事業の対象森林の所有者の抽出の委託業務でございます。それと、それに関する会計年度任用職員の1名の雇用ですね。また、その森林経営管理業務に必要となる見込みの測量備品購入と森林クラウドのシステムの導入で300万円、合計の660万円が譲与税からの歳出となっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

2年度の譲与額は、先ほど申しましたように、876万円ということになってはいますがけれども、歳出合計が660万円ということで、差引き額の216万円については基金への繰入れということよろしいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、基金残高につきましては、その前年度の分と合わせて、金額としては628万2,000円ほどが基金の残高になっているということによろしいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

令和3年度の歳入につきましては、先ほども何回も言っていますけれども、806万7,000円ということになっています。この歳出につきましては、森林所有者の意向調査の事務対応で会計年度職員の雇用ということと、森林クラウドシステムの利用料金に充てるとのことですけれども、この意向調査の対象者、調査客体はどれくらいなのか、また調査内容はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これにつきましては、一番最初にお答えしましたけど、2年度に実施しました移行準備業務によって抽出した対象者数が241名になります。これに対して、令和3年度に意向調査を行った結果、返信者が108名で、うち森林管理の管理移管を検討するというふうな森林の所有者が66名の16.8ヘクタールでございました。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それで、具体的な金額ですけれども、会計年度職員の雇用と森林クラウドシステムの利用に充てるということですが、具体的な金額について伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

森林所有者への意向調査の実施に伴う会計年度任用職員の1名の雇用と森林クラウドのシステム利用料で120万8,000円でございます、そのうち譲与税分として120万6,000円支出の見込みでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

もう一遍お尋ねしますけれども、会計年度の職員の雇用と森林クラウドシステムの利用料ということですが、これの具体的な金額は幾らかということですか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

会計年度任用職員さんの金額が、今の見込みでは107万6,143円の見込みでございます。そ

れから、森林クラウドシステム利用料については、13万2,000円の見込みでございます。会計は先ほど言いましたので、割愛します。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、令和3年度の806万7,000円からその分の額を引いたら、大分金額が残ってくるというふうに思いますけれども、それについては基金繰入れを行うということなんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

その見込みでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

細かいことを聞きますけれども、会計年度職員の年間を通しての雇用というのは必要なのかどうか、譲与税の使用に当たってですね。お尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

今、林務関係で2名職員としてはおって、半年間調査期間で会計任用職員さんをお願いしているところがございますので、結構新しい追加の業務になりますので、そういうふうにお願ひしたところで、必要な措置だったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

令和4年度の譲与額の交付見込額は、1,090万円ということになっています。歳出につきましては、町が自ら行う森林整備や担い手確保に活用ということですが、具体的にはどのような対応、対策を行っていくのか、伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

令和4年度の具体的な対応計画につきましては、令和3年度に実施しました意向調査の結果を受けて、町での管理を検討されるというふうな66名の方のうち、森林の状況を航空写真等で見まして、そのうち26名分、8.4ヘクタールについて、町が管理する森林として調査とか管理協定の取得に向けた事務を行うように、154万円を当初予算のほうで要望しております。そういうことでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

令和4年度につきましても基金繰入額を見込んでいいのか、また対策によっては基金からの繰り出しを考えているのか、お尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

先ほどの質問で答弁漏れがございまして、私が森林整備だけの質問に聞き違えたもので、訂正いたします。

先ほど、154万円の委託料というか調査委託料として上げたほかに、担い手確保対策として、町内の林業事業者が作成するホームページの作成支援として45万2,000円、及び同じ林業事業体が導入する林業の機械の導入の支援として160万6,000円と、ずっと行っております森林クラウドシステムの利用料13万2,000円の合計の373万円の譲与税の活用計画でございました。それから、追加で質問があった基金繰入額につきましては、1,090万円から、先ほど言いました373万円を差し引いて、717万円の積立ての見込みでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用については公表しなければならないということになっています。それで、公表の方法についてはどうされているのか、伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

太良町のホームページで公表しておりますが、町民への周知を考えれば、必要に応じて「町報たら」でも掲載を検討せんまなかというふうには考えてございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

ぜひそういうことで周知をお願いしたいというふうに思いますけれども、この公表内容を見てみますと、令和元年度と2年度については同時公表ということになっているのではないかと思いますけれども、令和元年度の使途と令和2年度の使途が同時公表となった理由はどうか、伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これは、先ほど前に述べましたけど、必要最小限度のことをまずやっていくというふうなことで、実績として50%程度の使いっぷりになったということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

同時公表になった理由です、令和元年度と2年度の使途についてですよ。一緒にしてあるんですよ、ホームページの中で見ればですね。

○農林水産課長（川島安人君）

すみません、質問の意図がよく聞き取れなかったもので、もう一度お願いいたします。すみません。

○6番（竹下泰信君）

ホームページで公表されています、この譲与税の使途についてはですね。ただ、譲与税の公表の中身を見てみますと、令和元年度と令和2年度の使途と一緒に公表されているんですよ。本来ならば、令和元年度の公表をして、その後令和2年度の公表をするということが通常やる手だてだと思いますけれども、それが同時にされているということは何か理由があるのかどうか、その理由について伺いたいということです。

○農林水産課長（川島安人君）

特に理由はなくて、ひょっとすれば、確認はしていないんですけど、元年度のときに忘れていた可能性があるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

それでは、森林環境税についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども、先ほどから話がありますように、2024年度、令和6年度から森林環境税については実施されるという予定になっています。これについては、徴収が免除される場合があるのか、現段階でそういう具体的な内容が分かるのかどうか、分かったら説明をお願いしたいというふうに思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

森林環境税につきましては、個人住民税の均等割の納税義務者に賦課されます。ですので、均等割非課税者の方には課税されません。ある程度所得があられる方が課税対象となります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、具体的にこの森林環境税については、取扱いについては説明があっているということによろしいんですかね。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

法令等で示されておるとおりに準備を進めているところであります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

環境譲与税が新しく導入されまして、来年度で4年目ということになります。この事業を推進するに当たって、本町として課題があるのか、伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

課題といたしましては、使い道について使途が限定されており、プラスの既存の事業には

使えんというふうなところもございまして、また今町が抱えております林業労働者の地位アップについても、具体的に今のところどういうふうな支援ができるのか、考えあぐねているという状況で、使いにくいところがあるということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

森林環境譲与税の説明あたりをしてみますと、これについては間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等に充てるということになっています。森林整備及びその促進に関する費用ということになっていまして、このことを念頭に置いて、基金に繰り入れることなく、森林整備の財源として有効に活用していくことが大事ではないかというふうと考えておりますので、ぜひそういうことでお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問につきましては、九州新幹線西九州ルート開業に伴う本町の対応について質問をいたします。

九州新幹線西九州ルートの武雄温泉駅・長崎間の開業につきましては、本年9月23日に開業することが正式に発表されたところでございます。これに伴いまして、JR長崎本線肥前山口・諫早間につきましては、上下分離方式に移行する許可を令和4年1月31日付で国土交通大臣から受けているところでございます。このようなことから、JR利用者の利便性の確保のために、開業に伴う本町の取組の状況や今後の取組などについて、次のとおり質問をしたいというふうに思います。

1点目が、高校生等、JR利用者の利便性確保のため、本町がこれまで行ってきた対応策はどのようなものがあるのか。2点目といたしまして、九州新幹線西九州ルート開業後の長崎線の肥前山口から諫早間の運行形態はどのようになるのか。3点目といたしまして、一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターはどのように運営されるのか。

以上、3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の2点目、九州新幹線西九州ルートの開業に伴う本町の対応についてお答えいたします。

1番目の高校生等、JR利用者の利便性確保のため、本町がこれまで行ってきた対応策についてであります。佐賀県及び県内JR沿線市町で構成している佐賀県鉄道建設整備促進期成会において、毎年JR九州に対し要望活動を行っております。その中で、本町に関わる要望事項としては、利用者ニーズに即したダイヤ編成や、朝の通学、通勤時間帯の車両の増結、肥前大浦駅のトイレ改修など、利用者の利便性を確保するための要望を行っております。また、昨年10月には九州運輸局にも直接出向き、上下分離後の利用者の利便性の確保について本町としての意見を述べ、沿線市町の意向に十分配慮した運行が行われるよう、本町の思

いを国からも J R 九州に対ししっかりと伝えていただくよう要請しております。

次に、2番目の九州新幹線西九州ルート開業後の長崎本線肥前山口・諫早間の運行形態についてであります。車両の運行についてはこれまでどおり J R 九州が担い、駅舎や線路などの鉄道施設については佐賀県及び長崎県で設立している一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターにより施設の保有及び維持管理が行われ、上下分離方式による運行が行われることになっております。

次に、3番目の一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターの運営についてであります。当該法人は佐賀県及び長崎県により、昨年4月に設立された法人であります。両県からそれぞれ2名の職員を派遣し、また J R 九州からも2名の社員が出向し、総勢6名体制により、長崎本線肥前山口・諫早間の運行を維持するために必要となる鉄道施設の維持管理等を行うことを目的として運営が行われているところであります。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

これまでの対応策につきましては、佐賀県及び県内 J R 沿線市町で構成している佐賀県鉄道建設整備促進期成会において毎年要望、要請活動を行っているとのことですが、この要望、要請に対する回答について、両者の回答の状況はどうだったのか、伺いたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えいたします。

まず、国土交通省九州運輸局に対しましては、上下分離後においても地域住民に対する鉄道としての利便性の確保をお願いしたい旨の意見を、町長自らの言葉で伝えていただいているところでございます。その上で、国土交通省からは J R 九州に対し、沿線自治体の懸念や要望に留意の上、上下分離後の運行計画の策定に当たり対処するよう、文書で通知がされているところでございます。また、J R 九州への要望に対する回答につきましては、残念ながら本町を含めた全ての沿線自治体に対しましても、個別具体的な回答が行われていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今年の9月から九州新幹線西九州ルートが開業するというので、上下分離方式になるという説明がありました。これまで、県内 J R 沿線市町で組織してきた促進期成会で検討された課題と違った、これまでにない課題が発生することが予想されるんじゃないかと思えます。これらの課題解決には、沿線住民の声を酌み取る組織を肥前山口・諫早駅間の沿線市町で結成する必要があるのではないかと思いますけれども、これについてはどのように対応するのか、伺いたいと思えます。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

上下分離方式による運行が始まってみなければ、なかなか課題、問題等が見えない状況です。ありますが、議員から御提案いただきました新たな組織の結成につきましては、今後佐賀県や沿線自治体と歩調を合わせながら、連携した取組を必要とする課題等がございましたら、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

毎年1回、要望、要請活動については行ってきているということですが、要望、要請活動の内容が、沿線市町の住民あるいは利用者について十分に伝わっているかということで疑問が残るところがあります。9月の開業までには十分時間がありますので、佐賀県、沿線市町と連携しながら、九州運輸局、あるいはJR九州との交渉を行って、この中で沿線住民や利用者の声をダイヤ改正などに反映させていただきたいと思っております。その際、周知も併せて実施していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

なかなか今の現状では、JR九州から具体的な運行計画等が示されていない状況で、町民の皆様等に対して情報提供することができていない状況でございます。しかしながら、沿線住民や利用者のお声については、様々な機会を捉えながら、JR九州にもしっかりと伝えながら、鉄道利用者の利便性確保にも努めてまいりたいと思っております。

それで、おっしゃられた周知については、今後運行に関する新たな情報等がございましたら、町報またホームページ等で適宜提供してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

補足をいたします。

実は、JRには以前から、多良駅の西側のホーム、山側のホームのほうに乗降口を西側、今パレットの住宅がありますけれども、そちらのほうから造ってくれと再三お願いも併せてしておりました、ダイヤ改正と併せてですね。しかし、金額が5,000万円も6,000万円も近くの話をして、それだけ町が負担をすればしてあげましようみたいな感じだったから、我々素人が見ても、そぎゃん金がかからんというふうなことで、今後JRがこの上下分離になって施設が県に移行されるというふうなことでございますので、実は県の知事にそういう山側から乗降口を造ってほしいというふうなことを申し上げました。階段もしくはスロープでもいいと。スロープのほうが本当は行きやすいですのですね。そういったお話をしたところ、翌日には県の担当副部長が見えて、その辺のうちの要望あたりについても現地調査をしていた

できました。それで、実は昨日、副知事が太良のほうにみえた折に、現地に案内して、またそこも要望いたしております。ですから、今の駅舎より西側、山手側のほうに10集落以上ありますよと。そして、子供たちを送迎するには、今踏切を渡って今の海側から入っていると。それで、踏切付近が送迎時には物すごく混雑していると。危険でもあるというふうなことで、西側のほうから乗降口を、それは県のほうも見に来ていただいて、対応するように協議をするというようなことも言っていただいております。そういう駅舎利用の利便性も含めて、駅舎を含めてでしょうけど、これから我々ももっとしっかりとそこら辺の対応あたりも、県あたりにも要望していかないといけないのかなと思っております。それで、その西側にも幅広い余地を残しておりますので、その道路の整備、そして駐輪場、駐車場併せて整備を考えていかないといけないというふうなことで、昨日副知事にも財政的にも支援をしてくれというふうなことは申し上げております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

ぜひ今後も住民の意見を反映させていただきたいというふうに思います。

次に、運行形態については町長から先ほど説明がありましたけれども、確認したいというふうに思います。

肥前山口から肥前浜間については電化区間になりまして、肥前浜から諫早間につきましては非電化、電車は運行しない区間となって、ディーゼルカーの車両での対応をするという話にもなっています。特急列車につきましては肥前鹿島まで運行し、肥前浜から諫早間については運行しないということになってはいますけれども、その理解でよろしいかどうか、確認をしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

大体議員御認識のとおりでございますけど、特急列車については博多から肥前鹿島間、先ほど浜と多分おっしゃられたと思いますけど、肥前鹿島までの運行で、それ以南は普通列車運行のみということでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

了解しました。2007年に、3者協議の中で基本合意が行われております。2016年には6者協議ということで、この中で基本合意を一部変更して、取決め事項として合意がされています。この6者協議の中で合意した内容についてはどのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。また、この6者協議の中で合意された内容に、沿線自治体の意見、あるいは要望、利用者の声などは反映されているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

2016年の6者合意とは、長崎新幹線西九州ルートの開業の在り方に関する合意事項のことです。国は当時、開業までにフリーゲージトレインの開発導入が間に合わないための暫定措置として、武雄温泉駅での対面乗換え方式による開業を提案し、この提案に対して与党検討委員会、それと佐賀県、長崎県、JR九州、鉄道・運輸機構及び国土交通省のこの6者で合意したというものでございます。その中で、並行在来線となる長崎本線の列車の運行についても確認が行われておりまして、特急列車については新幹線開業後3年間は上下合わせて1日当たり14本程度の運行となる。それと、4年目からの20年間については、上下合わせて1日当たり10本程度の運行をするということになっております。また、普通列車については、現行水準を維持するということで合意がなされているところでございます。

それと、沿線市町の声の反映についてでございますけど、この6者合意では沿線市町は一切含まれておりませんが、いない中で協議の場が持たれて、合意事項が確認されておりますので、残念ながら我々沿線自治体の声は反映されていないものとなっているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

地元負担軽減のために、開業後の23年間はJR九州が運行を担うということになっております。その後、23年以降の運行についてはどこがどう担うのか、どう検討されているのか、伺いたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

2016年5月に、佐賀県と長崎県及びJR九州の3者での基本合意の一部変更が行われておりまして、その中で開業後23年間経過したときは再度この3者によって協議を行い、その後の取扱いについて協議することとなっております。このため、現時点においては23年間経過後の運行についての協議は行われておりませんので、どのような運行形態になるのか、全く白紙の状態でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

特急の運行について伺いますけれども、先ほど説明がありましたように、特急の運行については新幹線開業から3年間は上下14本程度、4年目以降は10本程度ということになるという説明がありましたけれども、運行本数が大幅に減少します。特急列車のダイヤに合わせた普通列車の運行、路線バスの配置など、観光客を想定した交通アクセスも本町として検討する必要があるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

特急列車と普通列車の接続につきましては、観光客はもちろん、それ以外の一般の利用者の方々にとっても利便性が低下することがないように、引き続きJR九州に対し、特急列車との接続を考慮した上でダイヤを編成していただくよう、要望していきたいと考えているところでございます。また、路線バスについても同様に特急列車のダイヤに合わせた運行となるよう、祐徳自動車とも協議を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

普通列車の運行について、6者協議で合意した内容はどうなっているのか、伺いたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

6者合意の中では、普通列車の運行については、先ほども答弁いたしましたとおり、現行水準を維持するということが確認されており、運行ダイヤ等、具体的な内容についてはJR九州からもいまだに情報提供があっていないというのが現状でございます。ここで言う現行水準という言葉がどういうことを意味しているのか、JR九州から何の説明もあっておりませんが、佐賀県をはじめ沿線市町の見解としては、運行本数だけではなく、乗換えなどの利便性も含めたところでのサービスレベルということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町長答弁でもありましたとおり、新幹線開通後の鉄道施設につきましては、佐賀県、長崎県が保有して、一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターで運営するということになっていきます。令和3年3月に作成された管理センターの定款によりますと、第5条に法人の構成の項がありまして、正会員をもって社員として、正会員につきましては当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体となっています。本町については、正会員としてこの運営に関わっていくのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターにつきましては、町長答弁でもありましたとおり、長崎本線の肥前山口・諫早駅間の運行を維持するために必要となる当該区間の鉄道施設の保有と維持管理を行うことを目的として、両県により設立されております。定款の中では、佐賀県及び長崎県の両県が会員となって、当該区間の鉄道施設の維持管理に要する費用を負担し、運営することとなっております。このため、本町をはじめ他の沿線市町が会員となる

ことは想定されておりませんので、当然このセンターの運営に本町が関与するという事はないということを佐賀県からはお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

竹下君、最後の質問にしてください。

○6番（竹下泰信君）

最後になりますけれども、新幹線が開業することによって、地域の利便性が損なわれるということはあってはならないというふうに思います。佐賀県は、JR長崎線の佐賀・肥前大浦間の普通列車の利用者の75%は中学、高校生とする調査結果を発表しております。並行在来線となる肥前山口・諫早間も同様な傾向で、特に肥前白石、肥前鹿島、多良駅については高校生の利用客が多く、地域にとっても生活の足として重要な役割を果たしているところでございます。多良、肥前大浦駅の発着列車の便数を維持、増加と、利便性の確保に向けての取組を強化していただくことを強く求めまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

これで2番通告者の質問は終わりました。

3番通告者、山口君、質問を許可します。

○1番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、畜産の振興についてということで質問をさせていただきます。

本町における畜産は、1次産業の中でも大きなシェアを占めており、重要な産業である。これからの畜産行政の在り方について問う。

1つ目、本町における畜産の県内シェアはどれほどか。鳥、豚、牛ですね。2つ目、畜産の年間税収はどれほどか。3つ目、飼料高騰の経営への影響はどれほどで、行政としての支援はあるか。4つ目、堆肥の処理にまつわるコストは、鳥、豚、牛でどれほどか。5つ目、堆肥の年間発生量はどれほどか。6つ目、堆肥の町内外利用を促進する方策はないか。他市町での事例はどうか。7番目、農業で使用する化成肥料が高騰しているが、堆肥を活用した有機農業の促進は可能か。

以上、7つになります。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の1点目、畜産振興についてお答えします。

1番目の本町における畜産の県内シェアはどれほどか（鶏、豚、牛）についてであります。2020年の農林業センサス等のデータに基づき、県内シェアを申し上げます。

採卵鶏は県内43万7,000羽、町内4万6,000羽で11%、ブロイラーは県内1,592万羽、町内325万羽で20%、豚につきましては県内5万9,770頭、町内1万7,085頭で30%、乳用牛は県

内2,362頭、町内174頭で7%、肉用牛は県内4万8,180頭、町内2,210頭で5%となっております。

2番目の畜産業の年間税収はどれほどかについてであります。町税といたしまして2,100万円程度を見込んでおります。

3番目の飼料高騰の経営への影響はどれほどで、行政としての支援はあるかについてであります。飼料高騰による畜産経営への影響について、定量的な数字は把握しておりません。行政支援につきましては、飼料価格の急騰時に発動する国の配合飼料価格安定化制度があります。

4番目の堆肥の処理にまつわるコストは鳥、豚、牛でどれほどかについてであります。町内の平均規模で申し上げますと、堆肥化の1トン当たりの処理コストは、5万羽規模の採卵鶏で1,600円、5万羽規模のブロイラーで8,600円、80頭規模の乳牛で2,900円、200頭の母豚規模で2,700円程度となっております。

5番目の堆肥の年間発生量はどれほどかについてであります。町内での堆肥の年間生産数量は把握できておりません。参考として、家畜排せつ物の発生量としては、県への飼養数の最新の定期報告数量から算出いたしますと、牛1万8,000トン、豚3万5,000トン、鶏は4万5,000トンと年間合計約9万8,000トンが生排せつ物として発生する計算となります。

6番目の堆肥の町内外利用を促進する方策はないか、他市町での事例はについてであります。現在本町としての方策はありませんが、現在、既に耕畜の農家間において相対での堆肥の活用が行われており、本町としてもそのような畜産系堆肥を地域資源として位置づけし、耕畜連携による活用が最善と考えております。

次に、他市町の取組については、県事業の堆肥活用実証プロジェクトの一環として、県内では令和3年度から三神地区において県の普及センター、家畜保健衛生所、畜産試験場とJAが連携しての耕畜のマッチングによる産地振興支援を行っており、12月の時点では耕種農家の参加はまだ1件であります。今後耕種農家側の堆肥のニーズの掘り起こしや施肥に関する技術的検討が行われると聞いております。

7番目の農業で使用する化成肥料が高騰しているが、堆肥を活用した有機農業推進は可能かについてであります。地域内での耕畜連携による堆肥の活用は、持続可能な社会づくりとしても重要になってくると考えております。最近の化成肥料の高騰や、国が推進しているみどりの食料システム戦略の方向を考慮すれば、将来的には堆肥活用による有機農業の推進は必然的な流れだと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、担当課に説明させます。

○農林水産課長（川島安人君）

竹下議員の一般質問の中で、森林環境譲与税の県内の太良町における順位は幾らかということにつきまして、お答えいたします。

20市町中10位となっております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

じゃあ、引き続き質問をします。

最初に、本町における畜産の県内シェアということで質問をさせていただきました。これは、太良町内に鳥、豚、牛、いろんな畜種がありますけれども、鳥で言って11%、ブロイラー20%、豚については30%、乳用牛が7%、肉用牛が5%ということで、全体を押しなべて見ると、大体佐賀県の畜産の産出額の約20%ぐらいを太良町で生産していることとなります。ちなみに、太良町の人口は今8,000人を切っていますけれども、佐賀県内の80万人に対して8,000人なので、1%の人口になります。1%の人口で20%の畜産を町内で行っているということで、県内においての太良町の重要性、畜産における重要性というのは非常に高いというふうに言えると思います。

こちらは税収もそれなりにあって、今畜産の方が何に困っていらっしゃるかというと、飼料の高騰ですね。今、コーンとか大豆、そういった穀物というのが世界的に値上がりをしています。それは、原油の高騰とか、今ニュースでもあるんですけども、そういう水面下でコモディティーと呼ばれる生活に必要なそういう飼料、穀物ですね。それが物すごく値段が上がっている。どれぐらい上がっているかというと、例えば前回3か月前の見積りから40%上がったり、飼料というのは3か月ごとに更新されていくんですけども、どんどんどんどん上がっているという状態なんですね。

それで、今の町の認識をここで聞きたいんですけども、大体畜産における飼料のコストの割合というのはどれぐらいになっているかというのは、今御存じでしょうか。担当課長にお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

経営コストに対する飼料費の割合が、繁殖牛におきましては39%、肥育牛で30%、肥育の豚については60%でございます。それから、養鶏においてはブロイラーが56%で、採卵鶏が47%というふうな割合になってございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

非常に高い割合ですね。大体30%、最低でも30%で、高くなってくると60%が経費の内訳を占めていると。例えば豚を取ってみますと、経費の内訳のうち60%が飼料代とすると、それが40%上がったと。簡単に、これはじゃあ7割、8割超えてくるということになってきます。それで、今肉の価格がそれに付随してどんどんどんどん上がっているかということ、スーパーとかで見て分かるのとおり、一般の家計にはすぐさま価格が転嫁されているというような状態では、まだありません。でも、今後3か月、半年したときに、びっくりするぐらいそういったものの価格が上がってくる、全体的にインフレの傾向にあるので、そういったことが予想されます。

それで、この飼料の高騰というのが、日本はもちろん穀物を大量に輸入して消費しているということに依存しているということに起因しているんですけども、これについて町のほうで考えられるそういった対応というのは、国とか県とかでもいいんですけども、どういった方策があるのか、そこの説明をお願いします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

国のほうからの技術的助言といたしまして、文書が届いてございます。これは、コンテナ等の輸送でも物自体があまり来なくなったということで、対応といたしましては、未利用資源といたしまして、今まで食物残渣等を利用しなさいとか、あと地域で利用可能な諸飼料を必要に応じて頑張ってみつけてしなさいとか、飼料の設計自体ば、そいけん変えろというふうなものとか、飼料のやり方の回数とか、やり方によっても若干数量が変わるそうでございます。そういうことを短期的にはやってくれろと。あと、中・長期的には国内産の飼料に対応できるようなシステムを検討せろというふうなことが国のほうからの助言として上がってきてございます。その中で実際的に行うのは、県とかJAさんが主にそれについて関係農家に行うというふうな仕組みになってございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほどの未利用飼料というか、食物の残渣とか、使えるものは何でも使っていこうというところで国から指導があっているということで理解をしました。それで、今使っていないものを使うというのはもちろんあると思うんですけども、そういった金銭的な支援というのは、国、県、町のメニューとしてこういったものがあるのでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

直接的に町の支援というのは、今のところはございません。しかしながら、先ほど町長が

一番最初に答弁されておりましたように、国のほうでそういう配合飼料の価格安定制度である程度は賄えるのかなというふうには予想はしてございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

ある程度は賄えるというのは、どの程度なんでしょうか。もう少し詳しくお願いします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これにつきましては、国の制度でございますので、詳しい内容についてはうちのほうでは把握してございませんので、失礼します。

○1番（山口一生君）

ある程度、飼料価格の7割とか8割とか、そういったものが国庫というか、飼料価格安定制度から支払われるというのはあるんですけども、それを続けていくというふうになると、もちろん制度から払い出される金額というのは、前回もらってしまうと、そこを上限としてまた設計というか計算がされるので、どんどんどんどんもらえるお金というのは下がっていく、その差額、伸びた金額に対しての差額なので、どんどんどんどん経費としては上がっていくというのが構造的にあります。その中で、例えば毎年10%ぐらい上がるぐらいだったら、その中で吸収ができると思うんですけども、40%、50%、例えば100%、倍になりましたというときに、それを本当に吸収できるかという、短期的なサイクルで見ても、恐らく現金がもたなくなるというようなタイミングが来るのかなと思っています。そういったときに、例えば借入れとか、そういうもので対応をせざるを得ないと思うんですけども、そういった場面になったときに、町としてはどういった支援ができるかというふうにお考えでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

これにつきましては、災害等に対応した融資制度を町の単独で設定をしてございまして、次の議案の8号やったですかね、飛びましたけど、そういう資金制度がございまして、その中では、融資としては対応はできるのかなとは思っています。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

ほかの産業でも、例えば宿泊業とか飲食業とか、コロナで大きなダメージを受けて借入れが増えているような産業も多くございます。それで、農業、漁業ともに今結構町内でも危機的な状況にあるのかなというふうに考えています。漁業のほうも、もちろんカキが捕れない、ノリが捕れない、魚も捕れない、海が傷んでいますという状況で、さらに畜産関係、穀物が高騰していますということで、だんだんと太良町内の1次産業というのが厳しくなっている

というのが現状だと思います。それで、こういったところの生活というか産業を保護するという意味でも、こういった手だてがあるのか。金銭的な支援以外に、金銭的な支援ももちろんそうなんですけれども、どういうことが町としての政策として今後実施できる可能性があるのか、その辺のお考えを聞かせてください。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

全体的な大きなお話でございますけど、先ほど言いましたように、町の融資制度で活用すると。緊急に何か急に出てきたようなものについては、まだその都度その都度考えて対応するというふうなことになるかと思えます。実際、こういうふうに急激に外国産の肥料とか飼料が入ってなくなったというふうな状況には、特に急には対応はできないのかなというふうには思います。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、山口議員が言われるのは分かります。農業に限らず、畜産、ほかの産業においても影響してくる。まず、燃油高騰とか、そういったところも出てきております。家庭に帰れば、今いろいろな食料品の高騰もあるというふうなこともお聞きしております。ですから、まずうちは1次産業をどうして守ってやってやるかというふうなことで、いろいろこういった急に上がってきたときの対応として、融資というのはあくまでも返してもらわにゃいかんというのが原則です。ですから、そこら辺を総体的にどういう形で例えば支援ができるのかというふうなことで、対応を突っ込んで、関係者とも協議しながら、話合いをして、そして決めていかにゃいかんのかなと思っております。ただ、ちなみに今養鶏農家では鳥インフルの心配がありまして、石灰等々の消毒薬については県からも配布していただき、しかしそれだけではどうしようもないということで、今僅かではありますけれども、長靴等の支給をしてみたりとかというふうなことで、町も各農家あたりとも協議をしながら取り組んでおりますので、今言われますように、牛、豚、鶏ほか、そういったところ、どういうところに影響してきているのか。飼料は高騰していることは分かっておりますので、総体的に含めながら、それは検討はしていかにゃいかんやろうなというふうな思いはいたしております。

以上です。

○1番（山口一生君）

合意が取れているというか、状況の把握については、かなり今合意できてるのかなと思っております。もちろん、無制限にいろんな金銭的な支援をするというのはかなり難しいというのは理解もできます。でも、こういう状態にある、輸入しているものがかなり滞っている状態にあるというのは、皆さん一人一人知っておいたほうがいいかなと思っておりますので、そうい

ったところも含めて、今後関係者と協議をする、もちろん病気とかもありますので、畜産関係の方々はもちろん寄り合いとかは難しいのかもしれないですけども、工夫をしながら、それは別にオンラインでもいいと思いますし、いろんな情報を早急に集めて検討したほうがいいんじゃないかなと思っています。

それで、もう一つ飼料関係の高騰というのに輪をかけて、以前から畜産関係で皆さん悩まれているものについては、し尿の処理というのがあります。し尿処理というのは、もちろんそのまま生のし尿を環境に排出すれば、それ相応のダメージを環境が負います。それで、太良町にどれぐらいのし尿が毎年発生しているか、これは先ほどの答弁でいただいたとおり、9万トンと言われました。9万トンです。9万トンのし尿が太良町にあるということになります。これは、大体乾燥して発酵して堆肥化したとして、恐らく3万トン近くの堆肥が毎年太良町に発生しているということになります。それで、こちらの堆肥の処理については、家畜排せつ物を適正に扱う法律等々ありますので、皆さん堆肥舎をつくって、そこで適切に今管理をされています。逆に言うと、適切な管理をしなければ、畜産を営むことは法律上できないというような状態で、規模に応じた構えを持たれているところがほとんどです。全てです、ほぼ。100%持たれています。

それで、今ここの堆肥の処理にまつわるコストはということでお答えいただいたんですけども、こういったところで例えば堆肥の処理や堆肥舎の建設、もしくはそういったまつわるものについて、町としてこれまで30年間、20年間、いろんないきさつがあったと思うんですけども、畜産の方々とはどういう話をしながら進めてこられたのか、その経緯を少し教えてもらっていいですか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

大昔の話はこちらのほうも把握していないんですけど、平成16年時分にそういう家畜の排せつ物の処理については地下浸透というかな、普通の泥の上に放ってたら駄目よと、絶対下のほうはコンクリートをしてしなさいというふうな国の方針がありまして、それに対応いたしまして、町のほうでも事業を起こして、原材料でコンクリート舗装したりとか、いろいろそういう対応は、支援のほうはやってございます。その後については、特には。あとは、ずっと基準が厳しくなる中で、各畜産農家が堆肥等の設置事業を行った際に、町が幾らかの支援を行うというふうなことはやってございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

これまで、いろいろ法律が変わっていく中で、その都度踏襲しながら対応をしてこられたというのが状況だとは思いますが。それで、畜産の農家の方々にお話を聞いていると、大量に滞留する期間がありますと、堆肥がですね。例えば、耕種農家、もちろん畑のほうにまくと

ということで、取りにどんどん来られるときはいいんですけども、もちろん生き物相手なので、毎日同じぐらいの量がたまっていってしまいますと。そういったところで、もう少し渡せる先、農家との連携というのがもう少しスムーズにできればいいんじゃないかというところでお話をされたことがありました。他市町の例で言うと、例えば町内、市内で堆肥を使用する、消費する上においては、その堆肥の半額を町が補助するというので、町内で堆肥をもっと流通させようというような政策を打ち出しておられるところもあつたりします。こういった堆肥の流通について、例えば半額補助をするとか、そこについてはどうお考えですか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

先ほどの鹿島市さんの例は、非常にいいのかなというふうには感じます。特に、町内の耕種農家さんがそういう堆肥を必要とされる場合と、反対に堆肥が余ってしょうがないというふうなのとマッチングがうまくできたならば、その制度も検討できるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

堆肥のマッチングということで、今まであまりそれが進んでこなかった理由というのも、もちろんあります。私がちょこちょこそこは調べた上で、問題になっている部分というのがもちろんあります。それが、堆肥が発生するタイミングというのが、必要とされるタイミングとずれているというのがまず1つ、そこがかなり大きな問題です。もう一つが、堆肥の質にばらつきがあるということです。堆肥の質にばらつきがあるってどういうことかということ、例えばどれぐらい乾燥しているかとか、どれぐらい発酵しているか、それは畜産農家の方に委ねられているものなので、中身というのが見えないというのが、農家の方が使う上で大きなボトルネックになっていますと。こういった、例えば今みどりの食料システム戦略とかという国が打ち出していますけれども、そういう中でも、堆肥の中身の成分をきちんと分析しましょうというようなことを国も推進し始めています。これは、国の事業というふうになると大がかりになってしまったりとか、機動性が損なわれるということが間々ありますので、例えば堆肥の成分を診断する、その費用を町が補助することによって、堆肥の中身がもっと一般の農家さんに対して説明ができるような状態になるということについては、その堆肥の診断、科学的な分析に対して補助をするということについては、これは実現可能なことなのか、コメントをいただきたいんですけども。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

町長の最初の答弁の中で、耕畜連携で地元のそういう家畜ふん尿、堆肥を使うのがいい、使わんまんという流れにあるというふう認識をされております。その中で、太良町内でも

そういう堆肥を作っておられるような農家もおられて、町の方針として、できるだけ町内の耕種農家さんに使っていただけるような形で生産ができれば、支援についても検討は十分できるのかなというふうには感じます。

以上です。

○1番（山口一生君）

検討が可能なレベルにあるということに理解をしました。さすがに3万トン堆肥がありますので、町内で消費するというのには限界があるのかなというところもあります。町内でまく先といえば、例えばタマネギとかミカンとか、そういったところになると思うんですけども、実際ミカンの斜面に堆肥をまいてさるくというのは相当な重労働ですので、やり方等々も考えていかないといけないのかなと思っています。

それで、町内でもし使い切れない場合、町外に持っていく、持ち出す必要があります。これを持ち出さないと、町内に膨大な量が滞留してしまうということになりますので、町外に持ち出す方策についても併せて検討をしないといけないということになります。それで、町外に持ち出す上で、運搬の費用というのがそれ相応にかかってきます。なので、こちらの運搬の費用についての助成というのは考えられるのかどうか、どういうことができれば検討できるのかというところの考えを教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

農林課長は、全て議員の提案には検討して、補助とか何かも検討するような答弁をしているようですけれども、全てそういった支援は関係者と協議を、関係する畜産農家と協議をして、先ほどの話じゃないですけど、全てを町の支援をもって対応するということは不可能だと思います。ですから、畜種によっても利用頻度が違うと思うわけですね。例えば、鶏ふんとか牛ふんとか豚ふんとかと、そういったことでも耕種農家が必要とする量がどれぐらいあるのかとか、そして太良町で余るのはどのぐらい、じゃああるのかと。そういったときに持ち出さなきゃいかんとか、そういう総体的な話をして検討していかんと、その先の飼料高騰も検討しますと言うたけんがというて、支援をしてもらおうと勘違いされちゃ困るもんですから言っているわけです。総体的なことをお互いに話し合いながら、そしてこちら辺には支援が欲しいとか、こういったところをしてもらえば、例えば堆肥のはけていくとかなというふうな、そういうものをお聞きしていかんと、ここで今聞かれて、はい、それは検討しましょう、じゃあやりましょうということは厳しいのでですね、お答えするのが。だから、総体的な検討をさせてくださいというふうなことで、先ほどから申し上げているところでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

すぐここで支援をしますというのは難しいと、答えを出すのは難しいというのは私も理解

をしています。必要になってきているのが、そういったいろんな声があつて、そこに対して行政としてどういうふうに関わっていくかというところの態度が私は問われているだけだと思うので、そういったところで、もし関係者から話を聞いて、前向きにそういったところの産業を支援していこうというお気持ちは町長にあられると思うので、そういったところも門戸を広げて、どんどん話合いを進めて、もっといい解決方法があつて、もっとみんなが楽しくなるようなことがあると思いますので、そういったところに向かって突き進んでいただきたいなと思っています。

それで、なぜこの堆肥の話が私がさっきからしているかということ、今輸入しているものが滞っていますという話を最初にしました。化成肥料の原料となる窒素、リン酸の今物すごく輸入が制限されています。それは、もちろん中国との関係性とか、いろいろあるんですけども、日本にほとんど化成肥料が入ってこなくなっています。それで、今誰が化成肥料を買えるかということ、全農しか買えません。ほかの肥料の商社はたくさんあったんですけども、必ず赤字になるので、今買えなくなっているんですね。全農がどういうふうに入入れをしているかということ、肥料の積立金から赤字を補填しながら買っているという状況です。その積立金がいつまで続くか分からないという状態で、高額になり続ける化成肥料を日本は輸入し続けなきゃいけないという構造的な問題に今直面していて、農業が非常に危ないんですよ、言ったら。化成肥料がなくなれば、生産量は半減することもあります。なので、これだけ食料の自給率が低い日本でそういったことが起きれば、甚大なダメージを受ける可能性があるというのを皆さんに知っておいていただきたいなと個人的に思っています。

そこで太良町が、もし畜産が盛んで堆肥がたくさんあるのであれば、そういった堆肥とかを基に他市町と連携を図っていくというような動きも取れるんじゃないかなと思っています。特にお隣とか、近くの、例えば白石町とか、そういったところともっと農業と耕畜連携みたいなところでトップ同士が話をさせていただけると助かるなと思っていますんですけども、例えば他市町とそういった堆肥の利活用について、今後話をしたりとか、状況次第ではそういったところの交渉を進めていくというようなことは可能なんでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

鹿島市に限らず、ほかの市町がこういった処理のやり方で耕種農家とうまくマッチングして堆肥を消化しているのかというようなことを含めて、その辺は検討していかないかと思っています。鹿島市だけじゃなくて、ほかの市町のを聞いたりとか、耕種農家の話も聞かんと、こういう堆肥を作られたって、これはうちじゃ利用でけんとなれば、せつかく畜産農家が一生懸命やったって駄目ですから、耕種農家との連携の中でこういう話合いはしていかないかんとやなかかなと思います。ですから、各一定のどこか市か町が先進的にやっておられるからといって、そこだけをまねるんじゃなくて、ほかのところもいろいろ参考にしながら取り

組んでいかななくてはいけないのかなという思いをいたしております。

以上です。

○1番（山口一生君）

いろんなところに町長とか課長さんたちは出向かれたりすることもあるかと思しますので、うちには堆肥がたくさんあって、皆さんのお役に立てますということをいつも言ってもらえれば、どんどん認知が広がって行って、いざ化成肥料が本格的に足りないねとなったときに、いろんな有効的に手を組めるような手段になり得るんじゃないかなと思っています。

それで、この堆肥の活用において、最終的に輸送以外で、保管する場所というのがネックになってきます。それで、もちろん畜産のほうでたまってきたものを、耕種農家に渡す前に一時的にためておく場所が必要になってくるんですよね、どうしても。そういったところを町内に建設をしたりとか、例えば隣の市町と一緒に建設をしたりとか、そういったところというのは今後考えられるかどうかという、今の感覚を聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、町でそういった堆肥のストック場をつくるという考えは持ち合わせておりません。そこら辺もどのくらいの量が、個々に違うと思うんですよ、少頭飼育の方、多頭飼育の方で。それで、時期によっても違うと思います。ですから、そこら辺を含めて検討して、そしてできるだけ、それは全てを畜産農家でやってくださいとは言っておりません。検討をしていて、それができるのかできないのかも検討した結果、検討したからといってするという意味じゃございませんので、そこは誤解のないように、まず一応そういった関係者の方と十分協議をしていかんと、例えば耕種農家が早くうちに持ってきとつてもよかですよと、できたとば早めにうちにやっといってくださいと、そしたらうちがいい時期に入れますからとかという話もあるかも分かりません。ですから、そういったことを含めて検討をさせていただきたいと。ちなみに、今太良町で畜産排せつ物だけじゃなくて、ほかのをに入れて、今自分で一生懸命作っている若者がおられます。その人の堆肥を使えば、ミカンの色づきもいいとか、甘くておいしいとかという話も聞いております。ですから、そういった方も含めて、どういう処理の仕方をやっておられるのか、担当あたりもよく勉強しに行ったりしながら、まず町内にそういう若者がいるわけですから、その人の話も聞きながら取り組めばというふうなことで思っておりますので、あくまでも1つの堆肥じゃないわけですから、畜種によって違うわけですから、そこら辺は各畜産農家、また耕種農家といろいろ協議をする中でうまく、とにかくこの堆肥というのは有機肥料を使うというのが一番いいということは誰でも、農家の方も分かっておられると思います。今でも相対でもされておる方もおられるわけですよ。だから、そこら辺は関係者たちと一丸となって、堆肥を有機肥料として利用するような方向に持っていければなという思いがいたしておりますので、総体的な検討が必要かなというお話をし

ているわけです。

以上です。

○1番（山口一生君）

堆肥も太良町が持つ重要な資源であって、魅力であると私も考えています。今まで何というか、話がしにくかった部分もあるのかなというのが、正直いろんな方と話をしていると思うので、この際いろんなそういう壁を取っ払って、ひっきゃでしゅいということで、みんなでこういった危機を乗り越えていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、行政の立場から前のめりにこういった問題について参加をして、そういう場を能動的につくっていただきたいなと思っています。

以上で堆肥の話は終わります。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問が、5から11歳のコロナワクチンの接種についてということで質問をさせていただきます。

5歳から11歳のコロナワクチン接種が始まりますが、現在の町のワクチンに対する認識を問う。

1つ目、mRNAワクチンの短期、中期、長期のリスクはどのようなものがあるか。2つ目、本町での使用を予定しているワクチンはどのようなもので、使用期限はいつまでか。3つ目、ワクチンの効果。4つ目、ワクチンのリスクについての説明はどのように行っているか。

以上、4つになります。お願いします。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の2点目、5から11歳へのコロナワクチン接種についてお答えします。

1番目のメッセンジャーRNAワクチンの短期、中期、長期のリスクはどのようなものがあるかについてであります。厚生労働省からの情報や専門家の意見に基づいてお答えをいたします。

短期のリスクとしては、接種部位の痛みや発熱、倦怠感、頭痛等、副反応が臨床試験で確認されておりますが、これらは接種翌日にピークになり、数日以内に回復しているというふうなことでございます。

次に、中期のリスクとして、接種後数日から1週間経過後に接種部位の痛み、腫れ、かゆみが出ることがありますが、数日でこれも自然に治ることが多く、患部を冷やしたり軟膏を塗ることで症状が軽くなるというようなことを聞いております。米国、アメリカでは、接種数日後に心筋炎を来した例が報告されておりますが、心筋炎を含めて、これらの短期、中期のリスクは12歳以上の接種に比べ少なかったとの報告があり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないとお聞きしております。

最後に、長期のリスクについては、現状では十分なデータがそろっていないため明言はできませんが、海外からの報告では、重大なものはないと認識しているところがございます。

2番目の本町で使用を予定しているワクチンはどのようなもので、使用期限はいつまでかについてであります。小児のワクチンはファイザー社の5歳から11歳用のワクチンを使用します。使用期限につきましては、マイナス90度からマイナス60度で保存した場合、製造から9か月となっております。

次に、3番目のワクチンの効果についてであります。米国で実施された臨床試験の結果によると、新型コロナウイルスに感染歴のない5歳から11歳においては、2回接種後の7日以降の発症予防効果は90.7%と報告されています。ただし、このデータはオミクロン株が流行する前のもので、オミクロン株に対する効果を示すデータは十分に得られておりません。

4番目のワクチンのリスクについての説明はどのように行っているかについてであります。対象者に配布する接種券通知に、ワクチンに関する説明書とワクチンの効果やリスクについて、お子さんと保護者向けに作成されたリーフレット等を同封いたしております。接種を希望される場合は、説明書等を事前によく読んで、メリットとデメリットを十分に御理解いただいた上で接種をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

前回、このワクチンについて質問をさせていただいたことがあるんですけども、そのときはまだ公表されていなかったデータというのがあります。3月2日、先週公表されたデータがありまして、それはどういうデータかという、アメリカのFDA、ワクチンの承認をした機関があるんですけども、そこにファイザー社が提出をした5万5,000ページにも及ぶ申請の書類があります。これは、もともと2095年まで公開が認められていなかったものです。2095年です。今から75年後まで隠しておきなさいと言われていた文書になります。これは、今公表をされています。誰もがその文面を見ることができます。この中に書かれていることをぜひ見ていただきたい。それで、もしこれを見て、それでもワクチンを打ちたいという人がいたら、それはすごい特殊なことだと思いますよ。ここに書かれていることの一部を説明しますね。これは、ファイザー社が承認を受ける前にFDAに提出した資料です。5万5,000ページですね。この中に、有害事象、今日本で言うと副反応、副作用と言われているもののページが9ページにわたってあります。これ、渡されているこういった紙があるんですけども、これは9ページ分の、治験上で出た副反応というのが病気として羅列されているんですね。9ページ分です。その治験のデータが何を言っているかという、その治験の段階で4万2,086人の治験を行って、1,223人が死亡したんです。死亡です。これ、3%の方がワクチンによって死亡したという治験のデータが得られているんです。それで、この副作用、副反応、いろんな言い方があると思いますが、これに書かれている症状を一個一個見

ていたら、私は目まいがしました。そこに何が書いてあるか。例えば、脳へのダメージがあります。心臓へのダメージがあります。血管へのダメージがあります。あなたの免疫系を破壊する可能性があります。ここに書かれている、ちょっと熱出るかもねというレベルじゃないことが書かれてあるんですよ、そこに。それをFDAは承認して、我々に打っているんですよ。なので、私はこのワクチン、即座に打つのをやめてもいいレベルのものだと思います。それは、言い訳がきかないレベルで進んでしまっていますけれども、このFDAに出されていたファイザーの書類、これはファイザーが出しているんです、ファイザーが。作っている本人が出している書類です。厚生労働省とか、いろんな機関じゃなくて。そこに、このワクチンを打った人は3%は死にますよと書いてあるんです。この事実をもう一回、町としてこの資料に当たるべきだと思うんですよ。この資料が出ているということを、町として今認識をされていたのかどうか、それを最初にお聞きしたいと思います。課長、お願いします。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

議員御案内の内容については、私は不勉強でございまして、3月2日ファイザー社からの5万5,000ページに書かれている内容については十分な把握はできておりません。我々太良町のほうが実施していますワクチン接種に関しましては、国から県、市町村の事業として実施しておりますけれども、5歳から11歳のワクチン接種に関しましては、努力義務が課されております。あくまでもワクチンにはメリットとデメリットというものがございまして、これをよく保護者がいろいろ説明等を聞かれまして、調べられまして、するかしないかをきちんと御自身、御本人、それと御家族、養育者とよく検討されて、その接種をするかしないかを決めていただくというワクチン接種でございまして、そうした疑問点、不安点が保護者のほうにございましたら、健康増進課のほうでそういった御質問等、御不安等をお受けいたしまして、親身になって御相談に応じて対応をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

今、実際ワクチンを打って、2回目を打って、3回目を打って、体調が優れないなというような声を聴くことも増えてきました。それが本当にワクチンの効果によるものなのかというのは、誰にも分からないことではあると思います。しかし、皆さんが不安を抱えているというのが事実としてあります。そして、このファイザーがFDAに提出した資料にも、これを本当に打つべきかどうかというのに重大な疑問が発生するような内容になっています。それで、これを私も本当に言うべきかどうか迷ったんですけども、皆さんに知っておいてほしいなど。今後、もっといろんな情報が出てきます、予定されているものですね。なので、そういった情報に十分に留意をしていただいて、3回目の接種、今始まっていますけれども、

そこについても慎重に皆さんになっていただく必要があると思います。これは5歳から11歳とかじゃなくて、100歳でも90歳でも70歳でも、このワクチンは打つべきではないんです、明らかに。なので、これは私個人の考えではありますけれども、ファイザー社から出ているこの情報を基に論理的に考えられる答えとして、事実として今世の中に出ていますので、ぜひこれについて皆さんに留意をしていただきたいと思います。

時間がないので、次の質問に行きたいと思います。

次は、小・中学校でのマスクの着用について。

小・中学校でのマスクの着用が行われていますが、子供の健全な発達、発育に深刻なリスクが懸念されるため、現状とこれからについて問う。

1つ目、マスク着用はいつまで要請するのか。2つ目、マスク着用による感染予防効果は何を根拠にしているのか。3つ目、マスクの長時間着用によるリスクを把握しているか。この3つについて回答をお願いします。

○教育長（松尾雅晴君）

山口議員の3点目、小・中学校でのマスク着用についてお答えいたします。

1番目のマスク着用はいつまで要請するのかについてであります。文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルには、児童・生徒等及び教職員は、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合にはマスクを外すなど、活動の対応や児童・生徒の様子を踏まえて現場で臨機応変に対応することとなっております。学校でもこのマニュアルを指針として対応しているところがあります。お尋ねのマスク着用の要請期間については、新型コロナウイルス感染症の状況等が今後どうなるかの予測が難しいため、具体的な期限をお答えできませんが、いずれにいたしましても、国及び県と連携し、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

2番目のマスク着用による感染予防効果は何を根拠にしているかについてであります。専門家ではありませんので、科学的根拠を個別具体的にお示しすることはできませんが、マスクの着用については、一般的に感染防止効果が得られるものとされており、厚生労働省のホームページにおいては、自分と相手の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを7割以上抑えられるという研究結果が紹介されております。

3番目のマスクの長期間着用によるリスクを把握しているかについてであります。厚生労働省のホームページによると、マスクは飛沫の拡散予防に有効で、新しい生活様式でも一人一人の方の基本的な感染対策として着用をお願いしています。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度等が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離、少なくとも2メ

ートル以上確保できる場合にはマスクを外すようになっております。

なお、学校においても、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるときはマスクを外すことや、児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときなどはマスクを外したり、一時的に片方の耳だけにかけて呼吸をしたりするなど、児童・生徒の判断でも適切に対応できるように指導を行っているところであります。

○1番（山口一生君）

子供たちも、コロナ禍が始まってから、学校でのマスク着用、家庭での手洗い、うがいとか、いろんな面で感染予防に努めてきてくれています。今、オミクロン株と呼ばれるものが蔓延というか、広がっていると言われてはいるんですけども、こういう症状がどんどんどんどん軽くなっているというのが私の印象です。印象であって、どうかというのはあるんですけども、これが、例えば小学生低学年の子とかがマスクを長時間着けているということについて研究をされているところがあって、これもアメリカなんですけれども、長時間マスクを着けることによって脳の認知機能が低下しますよと。もちろん、身体が旺盛に発育をしている時期ですので、たくさん食べるし、たくさん酸素も必要とするし、そういう時期なんですよ、大人よりも倍ぐらいの速度で大きくなっているのです。そういう時期においてマスクを着用することによって、必要な酸素が体に得られないというのは確実に起こり得ることであって、それを、じゃあ今からあとどのくらい続けますかという話ですよ。もちろん、国とか県とか、そういった県の教育委員会とか、そういったところの決定とかもあると思うんですけども、何かしらそういうマスクを外していいんじゃないですかというような議論を始めてもいいのかなと思っています。

もう一つ、脳へのダメージのほかに、もちろん小さい子供とかは言語が発達している途中です。人間、言葉を覚えるときにどうやって覚えるかという、音と相手の表情とか口の動きとか、そういうものも同時に学習をしています。そういったところで、言語の発達に明らかな遅れが見られる場合があるというような研究もあります。

なので、ぜひ教育長にお尋ねしたいんですが、県のほうとそろそろマスクを外してもいいんじゃないですかというところで話の口火を切っていただけないかなと思うんですけども、教育長はいかがお考えですか。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほどお話ししましたとおり、人の生命がかかっております。私には、何の裏づけも、その判断の裏づけを持っておりませんし、素人が何でそういう人の生命に関わる、命の保証なんかはできません。だから、先ほどお答えしましたように、国とか県はそれぞれのドクターあたり、専門家を入れて、そして言った限りにおいては、県においても国においても責任があるわけですので。私は、太良町の子供たち、親御さん、佐賀県に対して、それほどの深い知識も、ああ、あれが言うならというようなバックボーンもありませんので、素人が言った

って無駄なことだというふうに思っております。議員さんの言われる、確かに小さい子供にとっては大変だろうと思っております。だから、4校の小・中学校はマスクについては注意をし、十分子供たちを観察をし、家庭との連絡も、御家庭のほうも御理解があって、学校に情報を入れていただいている、そういうふうにして情報を共有し、おかげさまで4校とも休校措置を取らなければならないような事態にはいまだ至っておりませんし、議員さんの御提案ですけれども、そういうバックボーンがない私には自信がありませんので。

以上です。

○1番（山口一生君）

教育長もそういった間に挟まれて、申し訳ないことをお伝えしたなと思うんですけども、この状況がいつまで続くかというのは、国とかの決定が先んじてくるとは思います。私が思っているのが、例えば中学校1年生で入って、1年、2年の間マスクを着けていましたと。中学校3年生になっても、マスクをずっと着けていなさいと。症状がどんどん、感染症のレベルというか、危機的なレベルも下がってきているようになっている昨今、中学校3年間ずっとマスクを着けっ放しというのはどうかなと思ったところがありましたので、今回こういったお話をさせていただきました。本当に悩ましいと思います。人の命がかかっているというのはもちろんです。人の命もかかっているし、子供の今も将来もかかっている話なので、ここはもっと突っ込んでいろんな意見をいろんなところで言えるような状況をつくっていかないといけないんじゃないかなと思っております。

私の質問は以上になります。

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者の質問を終わります。

次に、4番通告者、松崎君、質問を許可します。

○3番（松崎 近君）

では、議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。

今回は、農業関連ですけれども、本町、つまり太良は目立った産業も見当たらず、一番多いのは農業従事者じゃないかと思えます。しかしながら、時代の変遷とともに今大手商社やソフトバンク等の情報会社は農業そのものを記録、データベース化して、効率的にできる農業のデジタル化というのを施行しています。しかしながら当町では、私が知らないのかもしれませんが、そういうあれは全く見当たりません。それで、現在と将来の政策について、具体的に質問させていただきます。

1番目、農業行政について。

先ほども申し上げましたように、本町の農業規模は小さくて、専業の従事者も少ないと思えます。それゆえ、純粋に農業だけの所得で機械化等の投資もままなりません。また、一方で人口減少等、高齢化により、生産性が低下しています。

それで現在、1番目、本町の認定農業者は何人いるのか。それで、全体で補助金等はどれぐらいの規模なのか。

2番目、その規模についてなんですけれども、一応分かりやすく生産型というか、生産方法等によって4つに分類してみました。①施設型農業、つまりビニールハウス等でキュウリとか、主にイチゴ等が多いと思いますが、その規模。②番目、畜産農業については、先ほど山口さんのほうで具体的に詳しく説明していただいたので、一応取りあえず割愛します。③番目、土地利用型農業、つまり米、麦はないですけど、主にタマネギ、これの生産だと思います。それで④番目が、上記の先ほど来申し上げました施設、畜産、土地利用のこれを複合的に少しずつやっているといえますか、そういうふうな農業だと思います。

3番目、例えば最近で言えば、鹿島の場合ですけど、ミカンか何かで13ヘクタールか何か、集約してミカンをやるとか何かというようなものが新聞か何かで出ていましたけども、他の自治体で人と農地を総合的に有効活用する政策を実施しているところもあるようですけれども、本太良町では、現在実施していることは、具体的にそういうふうな大がかりなプロジェクトみたいなものがあるのかどうか。なければ、今後いつ頃をめどにやろうとしているのか。

4番目に、ハード面に何か問題点というか、あるいは要望ということがないかどうか。

それで、質問書では、5番目に行政はどのようなサポートを実施しているかということを書いていますけども、これは3番と多少ダブると思いますので、一緒にさせていただいて結構ですけど、御回答をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の1点目、農業行政について、これは通告に従いまして、まずは答弁いたします。

1番目の本町に認定農業者は何人いるのか、補助金等はどれくらいかについてであります。まず認定農業者数については今年の1月末現在134名です。次の補助金等につきましては、認定農業者であることに対する直接的な補助金はございません。

2番目の本町の各種農業形態の規模と割合についてであります。施設型の農業につきましては、施設園芸は53戸、町内農家の約9%、経営耕地面積は10.7ヘクタールで農地面積の1.3%になります。次に、畜産農業、牛、鳥、豚などの飼育につきましては、牛については32戸で約2,400頭、鶏が15戸で約330万羽、豚が8戸で約1万7,000頭飼養されております。畜産業者のうち町内に事業の拠点を持つ農家は、牛で28、鶏で12、豚で6と、合計46戸となります。町内農家の約8%に当たります。

次に、土地利用型農業につきましては、本町の場合は作付規模を考慮すれば該当しないかもしれませんが、水稻は310戸で157ヘクタール作付、1戸当たり平均0.5ヘクタール、タマネギについては49戸で43ヘクタールの作付、1戸当たり平均0.9ヘクタールとなっております。水稻農家は全体の55%で、農地面積の19%となっております。

次に、複合型農業、上記を組み合わせた農業につきましては、認定農業者中28戸が複合型

農業と位置づけされており、全体の農家数の約5%に当たります。

3番目の、ほかの自治体では人と農地を有効活用する総合的な政策を実施しているようであるが、本町ではどのような政策を実施しているのか、また今後実施する予定かについてありますが、現在行っている人と農地を有効活用するための政策としては、町独自の農地基盤整備事業、親元就農に関する支援政策や新規就農者への農地のあっせんのほか、人・農地プランの実質化に向けた集落での合意形成のための話し合いを行っております。

今後、農地と人との問題については、優良農地を十分に活用するための農地の流動化や基盤整備の推進を、住民と合意形成を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

4番目のハード面に何か問題点はないかについてであります。基盤整備に必要な土地の利用集積に関する耕作予定者や所有者の合意形成の問題があります。

5番目の行政はどのようなサポートを実施しているかについてであります。農家に対し、人・農地プランの実質化に向けた話し合いの中で、ハード事業実現に向けた関係者間の合意形成のためのサポートを行っているところであります。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

では、少し具体的にお聞きしますが、直近の今年でも、去年でもいいんですが、新規の就農者は大体どれくらい出ているんでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

町の親元就農で5名やったですかね。それと、今資料を持ち合わせていないので、すみません。それと、国の事業で5名で、町の事業でも5名程度やったというふうに覚えてございます。すみません。

○3番（松崎 近君）

そうすると、今御説明いただきましたけれども、戸数で云々はいいいんですが、サラリーマンで大体、新聞発表で年収が430万円ぐらい。それで、県の発表で多分所得は170万円台だったと思うんですけど、これでは後継者が出てこないおそれがあります。そのために、いろいろと政策で補助したりなんかされているんでしょうけれども、太良町みたいに耕作面積が物すごく狭い、それで先ほど町長の説明にもありましたように、施設農業、ミカンとかイチゴとか、そういうふうなものである程度栽培している人はそこそこあるのかもしれませんが、実際に農業だけで食っている人が、課長にお伺いしますが、大体何世帯ぐらい太良町にあると思いますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

センサスデータで記載されてございます主業経営体ということで、168戸の経営体が、一

応これで飯を食っているのかなというふうには判断いたします。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

私の拙い知識なんですけれども、土地利用については分かるんですが、例えば米の場合を例に取りますと、約1反、つまり10アールで売上げが約10万円ぐらいですよ。1町で100万円、糸岐の土地の農地が恐らく約十五、六ヘクタールだと思うんですよ。全部合わせて1,500万円、単純に言えばですよ。半年間で。そうすると、2件ぐらいしかできないんですよ、肥料とか何かもろもろのコストがかかりますから。そういうふうな状況でそのまま推移して、それで高齢化になって、後継者もいなくなると、どんどんどんどん太良町はこの農業だけの問題じゃなくて、しぼんでいっちゃいますよね。ですから、その辺のあれを政策としてどういうふうにやっていったらいいのかどうか。

もう一つは、日本人の土地についての執着といいますか、考え方がありますから、町長の説明にありましたように、集積というものがなかなか難しい。そうすると、悲観的なことばかり言うようですけど、全て悪い材料ばかり言わなきゃいけない。それで、ミカンでも新しい品種が出てきたみたいなんですけれども、今後の太良町の農業を根本的に、飯が食っていけるようにするために、どのようにしたらいいと思いますか、農林課長。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

一応先ほど松崎議員さんがおっしゃられた米の例は、土地利用型の農業というのはいちのほうでは展開できないということで、労働力とか土地を集約した園芸農業が主力にならざるを得ないと。その中で、現在のところ、ミカンについては特に、ミカンもその他の作物についても、市場価格が堅調な状況、堅い状況で推移をしております。それで、ある程度ミカンにつきましては品質がよくて量が採れるというふうな感じで今しております根域制限栽培とか、そういうふうなものを取り入れればある程度、5反規模になれば1戸飯が食えるというふうな計算が今のところ成り立つようでございます。同じく果樹についても、シャインマスカットの施設を導入して行えば、何とか飯が食えると。そういうふうな状況でございます、ある程度、10年ぐらい前からと比較いたしますと、ある程度の計算ができるような農業が展開できるというふうな状況に今ございます。それで、今太良町で一番重要なのが、おっしゃられておりますように、狭い農地、形が悪い農地、山しかない、畑の傾斜地しかないというところにつきましてある程度の整備を行って、若い人たちも参入できるような基盤を整える必要があるんですけど、その中で、先ほど言いましたように、町長から答弁がありましたように、この土地改良事業というのが、まずは手を挙げていただかなければ前に進まないというふうな仕組みになってございます。推進はずっと行う予定なんですけど、そんな中で今のところ問題点としては、農業者のほう元気がなくなっているのかなというふうな状

況にあるのかなというふうには思います。

以上です。

○3番（松崎 近君）

そうしますと、現実的には不可能ですよ。園芸農業をやるにしても、初年度からすぐはできないんですね。例えばミカンにしても、苗を植えて3年かかるのかどうなのか分かりませんが、じゃあ、その間の運転資金なり生活費なり、その辺をきちんとした形で、それは農地を担保に取る場合もあるでしょうし、あるいは行政のあっせん農地を集約するのをもっと積極的に何らかの形でやっていただかないと、百姓できないですよ。園芸といっても、平場の今田んぼになっているところを園芸に変えてもいいんでしょうけども、その辺をどういふふうな形で計画的に、太良町の農業をどういふふうなビジョンといいますか、政策的にお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほど来、担当課長も話しましたが、うちのまず水田というのが1人当たり、先ほど答弁しましたように、5反ぐらいしかないわけですね。飯米農家ですね。自分方で大体食べるぐらいの面積しか持ち合わせていない方が多いというようなことで。そして、畑に行けば、以前ミカン畑として開墾してありますので、階段耕が多いので、どうしても普通の畑作とか何かに切り替えるのは厳しいというふうなことで、今農地基盤整備事業として町が助成をしながら、もう少し幅広く有効活用できるような形に形状を持っていくという助成もやっております。そして、あえて若者が少しでも残ってもらうような形での後継者の支援というのも、国の制度に乗らない場合は町単独でも行うというような形でやっております。しかし、一番ネックは、面積を寄せるとしたとき、貸し借りをやろうとしたときに、貸手がなかなか、私の土地ば使ってよかよとか、大々的に基盤整備事業に乗せようとしたとき、過去に私も担当として、あるところで10ヘクタールを目標に補助する計画を、畑ですね。基盤整備をしました、計画。しかし、相中に、いや、私は貸さん、荒れたっちゃ貸さんと、極端に言うたという方もおられて、結果的に2ヘクタールぐらいしかできんやったわけですよ。そういうふうにして、農地のあっせんというんですかね、そこら辺はもっと、最近では考え方も変わってこられたかと思うんですけれども、農地を有効にお互いが貸し借りできて、少し大規模化じゃないですけども、基盤整備ができるような形になっていけば、先ほど言いましたミカンあたりも根域制限栽培というふうな形のやり方であるわけですけど、そこにも補助をしております。そういったことに取り組んでいってもらわんと、ミカンも今の状態で、大体単価的には今の面積ぐらいでは合うというようなことで、ふるさと納税を含めてリピーターもつかれたというお話も聞いておりますし、いいのかなと思うんですけれども、太良町の農業を将来にわたって考えたときは、まだいろいろそういった問題があるというふうな解釈をしております。だから、ここも、先ほどの山口議員の話じゃないですけども、行政だけがど

う頑張ったってできないと。ほかの、例えばJ Aとかほかの関係、県の機関あたりも協力を得ながら取り組んでいく必要があると。また、県も888億円の事業というふうなことで、施設関係での、県で888億円上げようという目標でいろいろな事業に取り組んでおられます。そういったことも大いに活用しながら、取り組んでいかないといけないのかなという思いはいたしております。

以上です。

何かぱっと出るようなお話じゃなくて、申し訳ないところもありますけれども、なかなか難しいと、難しいというところがあるということをお理解いただきたいと思います。

○3番（松崎 近君）

ありがとうございます。制度としては民主主義で自由主義だと。土地もなかなか集約できない。こういうときには、今いろいろ問題になっていますけど、専制政治の、例えば中国だとかプーチンだとか、ああいうふうに強引にやったほうができるのかもしれませんが、それはなかなか難しい。ですから、この問題にしましても、1つの提案としては、協議会みたいな、例えば先ほどの山口さんが質問されました畜産振興で、飼料とか堆肥等の問題も含めて、農業という縛りでやるのか、1次産業という縛りでやるのか。それを頻繁に、言ってもそんなできないでしょうけど、ある程度協議会みたいな形にして、それで年齢も上から飛び飛び、性別も、女性も入れて、それで意見というか、知恵を絞るというふうなことをやっていただければなと思います。

それでは、これ以上言っても先に進みませんので、なかなか難しい問題だと思いますので、次の質問に移ります。

2番目、タララボについて。

これは、以前もいろいろと質問いたしましたけれども、タララボに契約、私が見たのは2つありますけれども、中途解約する場合の問題点は何があるのか、その辺を。それから、町として何のメリットもない。例えば電気代やなんかも町の負担になっているというふうなもの契約になっていると、そう思いますけど、その辺をどういうふうにするのか、それを教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の2点目、タララボについてお答えいたします。

1番目のタララボとの契約を中途解約する場合、法的な問題点は何があるのかについてありますが、この協定を解約するには、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知し、双方の了解を得て解約できることになっております。したがって、中途解約に係る法的な問題点は特になく、連携協定書に定める所定の手続を行えば、中途でも解約できることとなります。

次に、2番目の本町にとってメリットが何もないのに、なぜ契約を継続するのかについて

であります。現在タララボは本町のふるさと納税協力事業者として登録され、自社で製造された甘酒を返礼品として、僅かではありますけれども、提供されております。本町のふるさと納税にも、こういったことで貢献をしていただいているところでございます。また、コロナ禍の中ではありますが、昨年秋からは、不定期ではありますが、直売所をオープンするなど、徐々にではありますが、経営改善に向けた取組が行われているところであります。この直売所のオープンでいろいろなイベントをされるような計画をされておれば、またコロナで中止というふうなことも度々あっているようです。そして、私も一時開けられたとき、行きました。そして、僅かではありましたが、購入もしてまいりました。だから、そこで町民の皆さんも、何しよっとかい、どがんしよらっとやろかじゃなくて、そういうときには顔を出してみ、そして社長たちとも話をされて、従業員とも話をいただければなどという思いもいたしております。

このようなことから、本町にとって今のところはメリットは少ないながらも、今後への期待と希望を込めて、協定を継続しているところであります。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

ありがとうございます。1番目の契約については、何も問題があるようなことはない。1か月前に内容証明を出せば、そうするとその期限で契約を終了することができるわけですね、中途解約でも。それで、町長は今、本人がタッチしていなくて、以前の担当者がやったのか、誰がやったのか、私が議員になってからは、そのいきさつはあまり知りませんが、あまり町長、忖度しないほうがいいんじゃないかと思えますけど。というのは、何もメリットがというか、多少ありますと言われるけど、あそこを町内の何かに、どうせ収益は何もないんですから、利用できる、例えばふるさと納税等の倉庫とは言わないにしても、商品を置くとか、あるいは、どう言ったらいいんですかね。町で、何らかの形で利用できるようなスペースとしてやったほうがいいんじゃないかと思えます。いずれにしろ、これについては契約上問題ないわけですから、私個人的には、早急に内容証明を出して契約解除し、その間利用方法をいま一度考えたほうがいいんじゃないかと思えます。

続いて、次の3番目の新幹線の開業に伴う影響とその改善策についてなんですけども、これも午前中に竹下氏が詳細説明されましたので、大部分を割愛し、これが開業した場合に町としては経済的な損失を、短期でも結構ですから、その影響をどれくらいと見ているのか、それを教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の3点目、これも通告に従いまして答弁をさせていただきます。

新幹線の開業に伴う影響とその改善策についてお答えします。

1番目の開業に伴う経済的な影響についてであります。本年9月23日の西九州新幹線の

開業と同時に並行在来線となる長崎本線については、特急列車の運行が大幅に減便され、利用者の利便性の低下が懸念されております。このため、西九州新幹線の開業後には、特急列車等を移動手段として本町を訪問される観光客が減少するのではないかと危惧いたしております。旅館など、観光業への経済的な影響が生じるのではないかとというふうなことも併せて考えておるところでございます。

次に、2番目のその影響を低減するための政策についてであります。西九州新幹線の開業をチャンスと捉え、新幹線を利用し武雄市や嬉野市を訪問される観光客を本町に呼び込めるよう、観光客誘客事業や既存の観光資源の磨き上げなど、観光施策の充実に努めてまいりたいと考えております。また、鹿島市、嬉野市及び本町で組織している肥前路南西部広域観光協議会においても、同様の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

ありがとうございました。本来、経済的に金銭的な数字が大体どれくらい見込めるのか、億単位でもいいですから、100万円単位でもいいですけど、予想されているのでしたら、教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

新幹線開業に伴う本町への損失額ということですけど、実際開業してみないことには、どれくらいのJRを利用した利用客が減るのかというのは、全くもって見当が付きません。したがって、本町への影響額というのは答弁することはできません。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

じゃあ、これはしょうがないですね。だけど、新幹線に伴ってダイヤが改正されますね。そうすると、通勤通学者、これが一番影響を受けると思うんですよ、実際の日常のあれでは。そうするとこれは、ちょっと飛躍すると、教育にも関係がある。わざわざ佐賀の私立に行って野球をやったりとかクラブ活動をやる人もいるでしょうけれども、近いところで通学、あるいは通勤するような形になると思いますので、教育のほうもよく検討いただいて、町のトータルの損失にならないように、いろいろと検討してください。

それでは、最後にグッズバンクについて。

これについては、いろいろ言われていますけれども、今はやりのSDGs、本来ですとNPOとか何かで何もあれがない、何と申しますか、メリットというよりも利益がないような形なんだろうけれども、本やおもちゃ、学用品などを無料配布ないしは低価格であっせんするというような、そういうふうなあれは、今しおさい館にありますけれども、それは赤字か何かでタイアップしてやっているみたいですけど、それに近い形のを町の第三セク

ターか何かでも結構ですので、あげるだけですと問題ないんですけど、みんなが不要品を持ち寄って、それをお互いに融通し合うといいですか、それで持続的な生活といいですか、そういうふうなもの如果能できれば、助かる人もいるんじゃないかと思うんです。ですから、そういうふうなことを一度福祉のほうで考えていただければなと思います。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員から4点通告をもらっておりますので、それでまず答弁させていただきます。

松崎議員の4点目、グッズバンクについてお答えします。

通告書には、SDGsのどの目標に当てはめての御質問なのか、明らかではありませんでしたけれども、通告書の趣旨から勘案して、SDGs目標の1番目のあらゆる場所のあらゆる貧困をなくすの部分に当てはめての御提案と捉え、答弁をさせていただきます。

御提案につきましては、率直に申し上げて、町がこれを創設して行うという考えはございません。ただ、個人や団体からの寄附品を必要な方へお渡しすることが事業の概要と思いますが、これはNPOや社会福祉団体、先ほど申されましたしおさい館のほう、社会福祉協議会ですね。そういった団体などが取り組んでいただくことが適当ではないかと考えております。

なお、取り組む団体や組織がありましたら、町としても支援をすることは可能ではないかというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

これで4番通告者の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。松崎議員から、先ほどの一般質問における発言について不適切な部分があったので、会議規則第61条の規定により、お手元に配付しております発言取消しの申出に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。この取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、松崎君の発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

次に、5番通告者、江口君、質問を許可します。

○8番（江口孝二君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問します。

自然災害（大雨）に対する予防保全について質問したいと思います。

毎年のように大災害が発生し、2年連続で被災した人たちは、ふるさとを離れたり仕事を辞めたりと、人生設計を狂わされた人がたくさんおられます。

太良町も、毎年災害に苦しめられています。この災害に対する施策について、1点目、太良町防災マップに記載されている土砂災害などの危険がある場所についての具体的な対策はどのように考えられているのか。2点目、令和2年に災害を受けた河川、特に多良川の氾濫対策はどのように考えられているのか。

以上、2点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

江口議員の自然災害（大雨）に対する予防保全についてお答えします。

1番目の太良町防災マップに記載されている土砂災害などの危険がある場所について、具体的な対策はどのように考えているかについてであります。防災マップに表示してある危険箇所につきましては、崖崩れ、土砂災害、地滑りの発生する可能性がある場所を示しており、その近く、特に下流側の地域について、十分注意してくださいと注意喚起を促しております。あわせて、各種の避難所の場所や災害に対する知識と備えをまとめております。

御質問の危険場所に対する具体的な対策は示しておりませんが、箇所ごとの危険度、実現性、財政的な課題など、総合的に判断することとなります。

なお、地元からの要望がある場合など、優先性が高いと判断される場合は、危険度などを考慮しながら事業実施してまいります。

2番目の令和2年に災害を受けた河川、特に多良川の氾濫対策はどのように考えているかについてであります。令和2年7月豪雨で、氾濫により多良川周辺では多くの家屋に浸水被害が発生しており、大雨時にも安心して生活できるよう、河川の治水対策が重要であると考えており、河川整備について河川管理者である佐賀県に強く要望しているところであります。また、大雨時に流木が橋梁部に堆積し河川の水位が上昇したことを踏まえ、町においては支障となる町管理の橋梁について、架け替えを含む改修などを検討しております。

なお、県では現在多良川の護岸のかさ上げについて検討されているとのことであり、護岸整備と橋梁整備は密接な関連があることから、この計画と合わせて橋梁整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

太良町には、大雨による危険箇所が多数ありますが、地形上特に大雨による被害が心配される場所が郷式地区だと私は認識しています。もちろん、急傾斜地で特別警戒区域にも指定

されています。現在配布されている防災マップには、以前のマップで記載されていた郷式生活改善センター地区の水路溢水が記載されていません。どのように改修されたのか、お尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

平成25年度作成、以前のハザードマップでございますが、浸水実績の凡例の中には、浸水被害、道路冠水、水路溢水、高潮浸水の4件が記載してございます。令和元年度作成、現在のマップには、浸水実績範囲の凡例に浸水被害、道路冠水、高潮浸水の3件が記載してあり、議員御指摘の水路溢水についてでございますけど、データは確認できるのでございますが、地図上は漏れているということなので、掲載する折の確認不足と考えております。

なお、令和4年度事業として防災マップの作成を計画してございますので、その折に水路溢水の表記をしたいと考えております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

改修等を行われていない、掲載ミスということで理解します。

次に、防災担当課長にお尋ねします。

郷式地区が大雨のたび、家屋の裏側が危険にさらされている原因は何だと思われるか、お尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

急傾斜地の指定がございませとおり、急峻な地形と、それに伴う排水の問題であると考えております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

私は、町道次葉深線の維持管理の不備が大きな原因だと思っております。それは、道路上の排水が問題だと思っております。事前に提出した写真を見ていただければ分かると思いますが、排水処理の暗渠が4か所あります。垂れ流し状態です。排水処理の公有水面があります。全く機能しておりません。道路の管理責任者は町だと思っておりますが、No.3の暗渠の下部集落の近くには大きな石がごろごろしています。大雨で崩れたら、大惨事になります。このような状況をどう思いますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

町道の排水ということですけど、従来から町道の流末処理につきましては自然浸透とか、そういうものを基本としておりました。水が集まる場所を必要に応じて、地元の了解を得な

がら水路を施工していると思っております。その後の管理につきましては、問題もありませんが、議員御指摘の場所につきましては、地元から要望書等をいただきまして、下流域の了解を得た上で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

こういう危険箇所を建設課の方は確認されていますか。一度でも歩いたことがありますか。どういう状況かも分かっておられないと思いますけど、そこら辺はどう思いますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

その水路の流末、末端のところということだと思いますけど、末端のところまでは、すみませんが、確認できておりません。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私の質問にまともに答えなさいよ。確認したか確認しとらんか、歩いたことがあるか、自分の目で見たことがあるか、4か所見たことがあるかということを私は問うています。見たことがあるかなかなか、どっちかで教えてください。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

言われるように、その4か所については、私は直接は確認しておりません。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

提出した写真の中に、平成29年9月1日から平成30年1月11日の工期で拡幅工事がなされております。現時点で舗装工事もされず、そのままの状態です。それは、何が原因ですか。次葉深線の側溝は現場打ちのV型側溝です。現状のV型側溝は、土砂や枯れ葉等が堆積しています。写真を見ていただいたと思いますが、それが原因で水は郷式地区の裏側へ流れます。今も土のうが積んであります。現場を確認されたことがありますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

議員御指摘の場所につきましては、道路拡幅の後、自然転圧をしてから舗装するということをしてはいたしましたが、いまだに実際実施しておりません。早期に舗装工事にはかかりたいと思っております。また、出水期前にV型側溝の状況とかを確認いたしまして、V型側溝の雨水等の流れや土のうの場所について確認をして、地元と協議して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

災害後にパトロール等もされたと思いますが、そのところを点検されたか、何回されたか知らんばってん、全く拡幅工事の跡も土のう等も、見て見らんふりして通ったという認識でいいですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほどの舗装につきましては、うちのほうが遅れていることは事実でございますので、早急に対応したいと思っております。土のうについても、実際見てはおりますけど、側溝について、アスカーブとか、いろいろ検討もありますけど、それについても地元と協議をしてからがいいと思っておりますので、それについてはまた地元と協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

令和2年の災害後、建設課の担当の方々と私は、今後の対応について話をしたことがあります。一朝一夕で災害を防ぐことは困難だから、令和3年度にアスファルトカーブで対応します、その後は状況を見て、3年ぐらいかけて改修をしていきたいとの話でしたが、そのアスカーブも1か所だけの施工で終わり、その後何の工事もされていません。地元の方々は令和3年度で施工されると思われていましたが、なぜ施工されなかったのかをお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

そのアスファルトカーブ、アスカーブですね。施工につきましては、施工後の水の管理について下流域等の懸念がありますので、推奨できる方法とは実際私たちは思っていなかったというか、推奨できる方法ではなかったため、その後の施工についてはいたしておりません。ただし、下流域の同意が得られれば、施工は可能だと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私の質問には、何も答えてもらえんですね。課長、知ってあっじゃなかですか。川北線から次葉深線に入るところに、災害後2か所横断を入れてありますよね。あれは、何のために入れたんですか。道路から流れてくる水を軽減するために入れられたと思います。でも、今の状態では、土砂が堆積して家屋側に流れているから、その機能が全然確認されておられないと思いますよ。それと、先ほど言ったように、3年度で施工するという事は、郷式地区の関係者の方はそれで了解されていたんですよ。だから、引継ぎ等が、担当者の方も代わられておられるかもしれませんが、これまでの経緯も把握されておられないようですから、もう少し前向きで回答を私はいただきたいんです。次の質問の後に、行政の要であられる副

町長にまとめて質問いたします。一級町道ですもんね、次葉深線は。そのアスカブ等の工事は新年度で予算計上されているかどうかをお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

その件につきましては、地元からの要望等があって、関係者の了解が得られれば、新年度の予算の道路維持の範囲内で施工していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

先ほども申しましたけど、地元の方々はずいしてくださいと、そのために土のうも積んであるわけでしょう。だから、私が前向きに答弁ばしてくださいと。課長は引継ぎができてなくて、分かっていられなかったかもしれませんが、要望された方は、誰が担当者になろうかかわるうが、それは引継ぎができているものと解釈しているはずです。だから、今さら地元のどうこうじゃなくて、それは関係者等に話を聞いてもらえば分かると思いますので、もう少し踏み込んだ答弁をお願いします。

それでは、副町長にお尋ねします。

単刀直入にお尋ねしますけど、あなたにとって行政とは何ですか。まず、それをお聞きします。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

私なりに考えたことを申し上げます。

例えば、太良町なら太良町の方が、太良町の住民の方が太良町に生まれて、あるいは太良町で生活をして、本当によかったと思えるようなことを行政としてはやっていくことがその使命だというふうに、究極的にはそれが使命だというふうに思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

太良町の最高責任者は町長ですよ。でも、行政だけであれば、私は副町長だと思って今質問をしましたが、私は行政とは住民の生命と財産を守ることが最たるものだと思っています。今までのいきさつも分かっていますが、これまでの流れ、経緯を考慮されると、もう少し前向きな答弁ができるのではないかなと私は思いますけど、副町長、どう思われますか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、私も建設関係には不慣れでございましたので、これまでいろいろ町長と話をし、それから建設課長と話をし、様々なことを聞いて、ある意味結論に達したという

ことをございます。その内容というのは、議員さんももちろんいろいろずっと言ってこられたので、施工をすぐせんといかんということは思っております。だから、地元の方の区長さんとか、議員さんも交えて、太良町のほうと話し合って、どうしたらそれが一番うまくいくかということ話し合って、それからすぐ施工に入るといふことで行くのが一番いいのではないかというふうに思っています。だから、それはせんといかんというのは分かっておりますから、そういうことを踏まえて実施していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○8番（江口孝二君）

そしたら、とにかく地元と早急に話合いをしてもらいたいと思います。それと、今私は郷式地区を挙げましたけど、太良町には郷式地区に似たような、太良でもあと三、四か所ですね、あります。そういうところは、何か検証とか、これを機会に検証とかをされる気持ちはありますか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

それについては、その場所にもよりますけども、何度も申し上げていますが、課長も申し上げておりますけども、区長さんのほうから、区のほうから申出をしてもらうようなところであれば、まず区のほうと話をします。しかし、それが全く、これはどこが担当するかというような、わけが分からないじゃないですが、どうしたらいいかということが分からないところは、それは町の責任において施工するといふことが適当であるといふふうに考えております。

○8番（江口孝二君）

予算の執行についてお尋ねします。

今議会に提出されている補正予算の中で、道路、道路維持の道路のり面伐採及び路肩清掃委託料が当初予算1,312万3,000円、不用額800万円が計上されています。800万円の執行残を計上されるのであれば、要望に応える気持ちはないのですか。それとも、町全体で要望がなかったということですかね。そこをお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほど議員が言われました800万円の減額につきましてですけど、これにつきましては支障木伐採の予算について大幅に減額をしております。当初計上しておりました分については、昨年度の要望書等から出たところを重点的に予算計上をして、そのほかにもうちの建設課のほうで、町道内でそういう支障となるものを伐採したほうがいいというところがありましたので、その分多めに今年度計上しておりました。その中でおおむね、令和2年度までに要望書が出た分についてはできております。1か所について、山間部でもあって、延長も長いと

いうことで、早急にはできないなということで、その件については次年度以降また検討したいと思っておりますので、行っておりません。それ以外についてはおおむねできておまして、当初の予算上、多めに見ていたというともありますけど、要望のあった場所についてはおおむねできていると思っております。それで、ほかに本年度要望書もまた支障木伐採については出ております。それにつきましては、できないこともなかったかと思っておりますけど、うちのほうの体制とか、それを行う業者の体制とかが昨年度の災害の關係の続きでなかなか手が、マンパワーが足りないというか、そういうことで本年度はやめたということになっております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

先ほど私が言いましたけど、パトロール等もされて、現地も確認されたのであれば、そこに予算残が出れば、優先してしてもいいんじゃないですか。この800万円残については、11日ですかね、審議がありますので、そのときに、議会の仕事としても予算の適切な執行ということを重要視しておりますので、そのときに十分な質問をしたいと思っております。

次に、2点目の河川の氾濫対策について質問します。

令和2年の豪雨災害は太良町に甚大な被害を与えましたが、中でも河川の氾濫による被害は、家屋被害だけでも古賀、栄町地区で50件以上に上ります。

そこで、河川に対する氾濫対策についてお伺いします。もちろん、太良町の河川で17河川は土木事務所の維持管理の下にあることは承知の上で質問します。河川の氾濫のおそれがある大雨特別警報、時間雨量、または積算雨量で発表基準等があるのか、お尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

大雨特別警報についてでございますけど、気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表されます。1つが、48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5キロメートル格子が50格子、この格子というのは日本全国を5キロ四方に区切った領域のことを言いまして、その領域の分が50集まって出現する場合、それと3時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった5キロメートル格子が10格子以上まとまって出現する場合のいずれかを満たすことが予想され、かつさらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水被害、洪水のいずれかの危険度分布で極めて危険が出現している市町村に絞り込んで発表されると定義されております。ちなみに、太良町においての50年に一度の値といたしますのが、48時間降水量が555ミリ、3時間降水量が185ミリ、土壌雨量指数が305ミリとなっております。

なお、太良町のみで発表されるのではなくて、鹿島地区とか佐賀県南部地区と、そういう地域として発表される、それが大雨特別警報というものでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、もう少し分かりやすく、太良町独自で基準等を、備えあれば憂いなしじゃないですけど、早めの避難が必要だと思います。だから、3時間で180ミリなら180ミリ、実際2年前に災害が起きたわけですから、そこら辺を考慮して太良町独自で、太良町には雨量計も4か所設置されておりますので、すぐに分かると思いますので、そこら辺は太良町独自で決めるということはあれですけど、そういう方向性でされることはできますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

気象台が発表する警報を、大もとは参考にするしかないと思ってございますけど、令和3年、4年度で整備しております防災行政無線の監視カメラ等々で、太良町で実際の越水位じゃないですけど、被害があっているところの状況を確認するようなシステムを導入する予定にしておりますので、数字的には言えませんが、そういう体制は整備したいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今、カメラの話が出ましたので、お尋ねします。

はがくれテレビの防災カメラについてお尋ねします。

現在、2つの河川に3か所、令和2年度、令和3年で設置してもらいましたが、それは工事は完了ということで了解していいですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

設置は完了してございます。あと、カメラの微妙な位置ずれ等々といういろいろ要望があれば、業者と調整をすることになっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

完了ということであれば、防災カメラの設置は私が要望しました。令和2年9月と12月でお願いし、町長が早急に対応してもらいましたけど。

執行部の皆さんにお尋ねします。

誰かあの画面を見て、何か感じられたことはありませんか。建設課長、どうですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

その件について、私も詳しく見ておりません。多良川については一部見ましたけど、多良

橋1号のほうですかね、あの辺りは映っていたのではないかとは思ってございましたけど、特には何も思っておりません。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

また、あなたに食ってかからんまんごたふうですよ。防災のためにつけたカメラです。ここにおられる方は何人か見られたと思いますけど、糸岐川も多良川の川上神社の横しも、夜は全く見えません。皆さん、防災に携わっておると思いますので、せっかくつけたとやけん、見てもらって、そのくらいの答えだから、こっちはあすここかという気持ちになるんですよ。だから、今あるカメラでは、夜は全く見えません。そこら辺はどう考えておられますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

夜の暗さは、当然確認はしております。業者とその辺のところ、できるだけ明るくできるように要望していきたいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

そしたらもう一つ、私は当初設置をお願いしたときに、下古賀橋の近くにという要望はしました。それはなぜかという、あそこには水位計があります。そして、糸岐川も糸岐橋の上と鉄橋の下に、絵は悪いですけど、護岸に分かるようになっております。だから、防災カメラを動かすのは難しいので、そういう水位計が分かるようにしてもらえば、見る人がすぐ氾濫状況が分かると思いますので、そこら辺はどう思われますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

できるだけ検討していきたいと思えます。

○8番（江口孝二君）

河川の氾濫の危険性を軽減する対策としては、土砂や流石のしゅんせつと護岸のかさ上げだと思いますが、県の維持管理下にある河川についてはどのような要望をされているのか、また定期的な打合せ等は開催されているのか、質問します。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

河川のしゅんせつ等の要望につきましては、以前よりその都度県のほうに要望し、実施してもらっているところでございます。2年災の後も、河川のしゅんせつ、かさ上げについては要望を行っており、本年も2月4日には杵藤土木事務所に町長と出向き、副所長に町長より、多良川の護岸かさ上げ、河道掘削等の河川整備についての要望を行ってもらっております。

す。また、昨日、副知事と市町支援課の課長さんが来庁されておりますけど、そのときにも町長より河川整備についての要望を行ってもらっており、今月22日には、また今度は佐賀県知事のほうにお会いしまして、町長より要望を行ってもらうように予定をしております。

また、定期的な打合せということですが、護岸のかさ上げについてのある程度の進み方によって、それから始まるとかなと私は思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

令和4年度の県が実施される河川工事は、把握されておられるのか。多良川の現状について、事前に提出した写真があると思います。多良橋の1号と2号にあった水位計の残骸です。そのまま放置されてある状態です。満潮時は、それだけ見えます。地元の方々は、見るに堪えない気持ちです。どう思われるか、早急なしゅんせつが必要と思いますが、必要ありませんか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

令和4年度の県の河川整備等の計画についてですけど、現在のところ、県の担当とかにもお聞きしておりますけど、どの河川をどのように整備等をするかについては、今担当者レベルでは検討をしているということですが、まだ上司との協議が済んでいないということで、うちのほうにまだ報告できる段階ではないということでございます。予算については、杵藤土木事務所管内全体での予算確保については、例年並みの予算の要求を行っているということでございます。

以上でございます。

○副町長（毎原哲也君）

追加でお答えをいたします。

昨日、先ほど課長が言いましたが、副知事が見えまして、例の議員がおっしゃる水位計が倒れているところ、あそこも全部確認していただいて、その目の前で町長がしゅんせつをぜひお願いしたいという要望をされていますので、今事務的にはまだ十分になっていないみたいですが、その指示がそのうち県のほうから出るというふうに思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

土砂や流石は、御存じのとおり、有明海まで来ています。今、早急なしゅんせつを必要としているところがあると思いますが、どこだか分かりますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

糸岐川のみお筋であると思います。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

そのとおりです。その場所は、国道より下、下流ですので、町のほうでできると思いますので、緊急の対応をしてほしいと思っています。理由は、今ノリの竹抜きが始まっておりますけど、船の旋回が自由にできないような状態なので、そこら辺を考慮して、今回は間に合うかどうか分かりませんが、そこら辺を早急に対応してもらいたいと思います。

それと、多良川の氾濫の危険性を軽減できる対策として、県じゃなくて町でできることがあります。それは、橋梁の架け替え、改良ですね。橋は町道の附属品ですので、町でできると思います。写真を見てもわかりますように、1号橋は特殊な造りになっていて、大雨時には浮遊物が引っかかり、流れを遮断して水位は急激に上がります。そこに提出している写真は、水害の2週間後の浮遊物の残骸のものです。どのように感じられるか、お尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

令和2年の災害時に、ああいうふうには大雨によって流木とかが多良橋1号とか、ああいうところの特殊な、斜めになっているところに引っかかっているところは私も見ております。あれについては、特殊な構造でああいうふうになっておりますけど、水路の流れからすれば物すごく支障になっており、それがまた水位の上昇の原因にもなっていると思っておりますので、それについては早急に改良ですかね、そういうことをしていく必要があると思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

すみません、テレビやけん、これを映してください。これが災害後ですよ。これ、2週間した後の写真です。満潮時は、このような状態です。そして、多良川は有明海の潮の影響も受けます。今見せた写真は、満潮が5メートルを超える日があります。これが、7月から9月までのうち何日間あるか、担当課長、御存じでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

多良川ということで、多良のほうのデータがあればよかったですけど、なかったものですから、気象庁の大浦港の潮位表によりますと、7月から9月末までの5メートル以上の潮位ということで、令和3年で17日間、令和4年度の予測で21日というふうになっております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

今の写真、満潮時がこれです。ここにも書いていますように、2メートルしかありません、満潮から橋までですね。だから、そこら辺は十二分に考慮していただきたいと思います。

私は、昨年の9月に決算委員会で、町長に多良川の多良橋のことを質問しました。そのとき、改良等も含めて検討するというのを町長は答弁されております。新年度にその予算要求といえますか、専門コンサルタント料も含めて、何か対策を取られていますか、お尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

多良橋1号につきまして、決算委員会のときも議員からも御指摘がありましたけど、町長とも協議をして、先ほども言いましたように、特殊な形状の部分をどうにかできないかとか、いろいろ検討をし、町長からもいろいろな提案をさせていただいておりましたが、通水断面の確保とか、そういう問題とかで実施できておりません。今の状況を解決するには、あの橋については架け替え、そういうふうな方向で持っていく必要があると考えております。概算費用として、設計等にも5,000万円程度、工事費も2億円程度の試算はしておりますけど、あと令和4年度に県において護岸のかさ上げが今のところ検討されて、調査設計についてを令和4年度に行われると聞いております。このかさ上げの計画によって、橋梁の設置高も変わることから、かさ上げの計画がおおむね決まった時点で町でも計画を進めることを考えておりますので、今のところは町のほうで新年度予算には計上しておりませんが、おおむねその方向性が決まった時点で、うちのほうも補正とか、そういうことで対応したいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

4年度で調査設計ということですが、早急にしてほしいんですね。今のように答弁されましたけど、これが計画されるのは10年ぐらい先の話じゃなかですか、今の話では。だから、私は思うんですけど、災害は毎年発生する可能性が、今の状況を考えたらあります。それで、町で唯一できることが、橋の架け替えだと先ほどから私は申し上げております。この改良となれば、橋の長さは33.4メートルです。橋脚が2つあります。受け金物がありますから、橋脚の位置を変えれば、受け金物も撤去できるんじゃないかと私は素人ながらに考えて、もう一つは架け替えであれば、幾らかかさ上げが決まらんとされんという話じゃったんですけど、太鼓橋ですれば、のやり方をすれば、かさ上げのあれが決まらなくてもできるんじゃないかなと私は思いますけど、そこら辺はどうですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

多良橋については、一番問題があるのが特殊構造である斜のところ、あのところをどうにかすれば一番手っ取り早いというのは分かっておりますけど、あれをもし撤去となれば、それなりにまた上部工の補強とか、それに対する下部工の補強とか、いろいろ考えられて、

最終的には架け替えのほうが安くなるかもしれないとか、そういうこともいろいろ考えております。それで、議員が今言われたように、太鼓橋とかという考えもありますけど、どっちにしる県のかさ上げの計画がある程度進んでいけば、対応となる水位は多分設定されると思います。ここまで水が上がるから、護岸もこれだけ上げなければならないと。そういう水位を超えるような橋でなければ、うちのほうも多分できないと思っております。そういったところで、そっちのほうの進み具合も兼ねたところでうちのほうも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

県と打合せをされるのであれば、1つだけ県のほうにお尋ねを、県の工法、やり方をとやかく言うつもりはありませんけど、今災害を受けた後に、土砂、石等は両脇に広げられております。だから、護岸の高さが短くなつとつとですよ。しゅんせつをせんことには、元の高さは保てません。まして、また災害があれば、それは全て有明海に注ぎます。だから、毎年せろじゃないですけど、ある程度堆積したら、その場逃れじゃなくて、しゅんせつを考えて、してもらえるような要望を県のほうにしてもらいたいと思います。お願いですので、ぜひ要望してください。

それと、令和4年1月5日に、栄町、古賀、畑田区長より、多良橋1号の対策、改良と古賀橋から下流の越水対策について要望書が提出されていると思いますが、そのことについてどう捉えられているのか。私は、要望書に対する、町民に対する気持ちをお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

本年1月5日に、栄町、古賀、畑田区長さんより、そういう護岸の対策工事とかしゅんせつについての要望書が出されております。それにつきましても、先ほど申しましたように、県とかには護岸のかさ上げとかしゅんせつとかの要望はしております。実際、かさ上げにつきましても、今検討をされている区間というのは多良川全域ですけど、特に古賀橋の上のほうからについては多分かさ上げをしていかなければならないんじゃないかというふうな検討の結果が出ております。そういうとも踏まえて、先ほど議員さんが言われたように、10年かかるかもしれません。いろいろ工法とかの検討もされると思いますので、長い時間がかかるかとは思いますが、なるべくうちも早くできるように、町も協力して、交渉とかにもし町とかが行ったほうが良いということであれば、なるべく県と一体となって進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

最後の質問になります。

町の最高責任者である町長にお尋ねします。

先ほど言われた3地区から要望書が出されております。そのほかに3地区から、各家庭から1名ずつで115件の方が同じ要望書を添えられて、つけられて出されていると思いますけど、それはどのように町長として捉えられておられるのか。また、その115件の方は令和2年7月6日に実際水の恐怖を感じられた方々です。ですから、そこら辺をどのように捉えてもらえるか、お尋ねします。

○町長（永淵孝幸君）

今、建設課長もるる御説明いたしましたけれども、私も十分理解しております。ですから、杵藤土木事務所のほうにも行き、一番早くは災害があって2日目か3日目ぐらいに杵藤土木の所長と副所長が来たから、まずは取りあえずひさご付近ですね。あそこで上がって、ひさごのぎりぎりまでしているということで、池とか何かも埋まっていると。その状態をまず確認してくれというふうなことを話しました。その後、護岸工事が進みまして、護岸はやっと終わっておりますけれども、先ほどから言われておりますしゅんせつですね。今、平らにしたような形で土砂を撤去しちゃあつわけですよ。もっと真ん中を掘り下げて、護岸からちょっと離れた中央部を通水断面、水が流れるような断面を確保するように、深くもっと掘ってしゅんせつしてくれんかという工法的なことまで含めて、土木事務所には行ってお話をしております。そして、実は先ほど新幹線関係の多良駅の山手側のホームで話したとき、その担当副部長にも併せてそのお話もしております。ぜひ、そういった要望を出すから、県のほうでも検討してくれと。そして、なおかつ昨日来た副知事にもそういった話をしております。そして、かさ上げを県がどのくらい上げてくれるのか、そこら辺を想定せんと、うちの橋梁が下に沈んでは面白うなからうと。最初はゲートみたいにして、橋は大雨のときは沈んだっちゃ、水の越えんごとゲートでどがんかとか、いろいろ検討はさせたわけですよ。しかし、それでは、県のほうが多分オーケーを出さんというふうなことで、架け替えになるだろうと。じゃあ、その架け替えといえば、先ほど言うておりますように、2億5,000万円ぐらいの金がかかるというふうな話です。そして、かさ上げすれば、付近の民家あたりにも影響が及ぶ可能性があるわけですよ。そこら辺を含めて、地域ともお話をしながら、区のほうともお話をしながら進めていかにゃいかんだろうと。そして、昨日副知事には、そういう橋梁もうちは架け替えんばいかんやろうけんが、財政的にもいろいろ我々のほうも大きな金だから、国、県のそういった事業があるとすれば、そういったところに乗せていただいて、そして一緒になって取り組んでいただきたいというふうなことを申し上げておりますので、議員が今心配されているとは十分私も理解しております。そういったことで、県にも、今度はまた知事のほうにも護岸を改修していただきましたので、お礼かたがたというふうな話で、そこら辺まで話をしてくるといふふうなことで今計画をしているところでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今後、気候変動による災害増加が危惧される中、早急な対応をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで5番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもちまして本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会をいたします。

午後3時46分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 松 崎 近

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信